

小浜市障がい者(児)福祉計画

令和3(2021)年3月

小浜市



【注意事項】

- ・本文中、用語の末尾に「☆」をつけているものは、資料編において語句説明をしてある用語です。

表紙の絵

藤原 孝「放浪の旅」2019年第10回きらりアート展 一般の部《きらりアート大賞》作品

はじめに

本市において、この「小浜市障がい者（児）福祉計画」は、平成12（2000）年に「小浜市障害者計画」を策定して以降、障がい者（児）施策を展開するうえでの“道しるべ”として活用してきたものであり、この計画に基づき、生活支援や就労支援などさまざまな分野において、障がいがある人などの自立と社会参加に向けた取組みを推進しているところでございます。



このたび、令和2（2020）年度末をもちまして、前計画および「小浜市の総合的な発達障がい者支援計画」の計画期間が終了を迎えることとなり、本計画におきましては、前計画の「障がい者福祉計画」、「障がい児福祉計画」に加えて、「発達障がい者支援計画」をあわせて更新することで、一体的な計画として策定いたしました。

この「小浜市障がい者（児）福祉計画」では、『だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現』を基本理念に掲げ、今後も、この計画に基づき、障がいの有無に関わらず、だれもが自分らしく生活できる地域共生社会を実現させるため、市民の皆様や関係機関・団体と連携し、各種施策を実行してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、ヒアリング調査、アンケート調査にご協力いただきました事業所や市民の皆様にご心から御礼申し上げます、挨拶といたします。

令和3（2021）年3月

小浜市長 松崎 晃 浩

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画策定の目的.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画期間.....	4
5. 計画の策定方法.....	4
6. 計画の推進方法.....	5

第2章 小浜市の現状

1. 人口の状況.....	8
2. 障がいのある人の状況.....	9
3. 障がい者の就業状況.....	12
4. アンケート結果概要（抜粋）	13
§ 障がい者調査	13
(1) 暮らしやすいまち	13
(2) 情報提供	14
(3) 生活環境	15
(4) 防災	16
(5) 差別・権利擁護	17
(6) 相談	18
(7) 雇用・就業	19
§ 障がい児調査	20
(1) 相談	20
(2) 差別・権利擁護	21
(3) 教育・育成	22
5. ヒアリング結果概要.....	23
(1) ヒアリングについて	23
(2) ヒアリング結果	23

第3章 計画の基本的な考え方【障がい者計画】

1. 基本理念.....	26
2. 障がい者福祉の目標.....	27
3. 計画の体系.....	28

第4章 施策の推進

目標I 安全で安心して暮らせるまちづくり.....	30
1 情報提供の充実.....	30
(1) 情報のバリアフリー化の推進.....	30
(2) 意思疎通支援事業の充実.....	31
2 生活環境の整備.....	32
(1) 住宅改善の促進.....	32
(2) バリアフリーのまちづくりの推進.....	33
(3) 移動の自由の確保.....	33
3 防災対策の充実.....	34
(1) 緊急時・災害時の対策の推進.....	34
(2) 日常生活における安全・安心対策.....	34
4 感染症対策の強化.....	35
(1) 関係機関との連携強化.....	35
(2) 情報提供の充実.....	35
5 差別解消・権利擁護の推進.....	36
(1) 障がい者差別解消への取組みの充実.....	36
(2) 権利擁護施策の充実.....	37
目標II 自立した生活を送れる支援体制づくり.....	38
1 地域生活の支援.....	38
(1) 在宅福祉サービスの充実.....	38
(2) 入所施設・病院から地域生活への移行推進.....	39
(3) 相談支援体制の整備.....	39
(4) 経済的支援の充実.....	40
(5) 総合的な支援体制の構築.....	40

2	保健・医療の充実	41
	(1) 障がいの早期発見・予防	41
	(2) 医療とリハビリテーションの充実	41
	(3) 保健医療サービスの充実	42
	(4) 精神保健福祉の推進	42
3	教育・育成	43
	(1) 就学前療育、保育の充実	43
	(2) 学校教育との連携の充実	44
	(3) 保育・教育における支援体制の充実	44
目標Ⅲ	就労や社会参加による生きがいづくり	45
1	文化芸術・スポーツ活動の促進	45
	(1) スポーツ活動の振興	45
	(2) 文化・芸術活動の充実	45
2	雇用・就業支援施策の推進	46
	(1) 一般就労の促進・支援	46
	(2) 就労支援事業の充実	47
	(3) 福祉就労の促進	47
	(4) 企業等に対する啓発の推進	47

第5章 第6期障がい福祉計画

1	令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標	50
	(1) 福祉施設から地域生活への移行	50
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	54
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	55
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	58
	(6) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築	59
2	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	60
	(1) 訪問系サービス	60
	(2) 日中活動系サービス	62
	(3) 居住系サービス	65
	(4) 相談支援	66
	(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）	67
	(6) 地域生活支援事業（任意事業）	71

第6章 第2期障がい児福祉計画

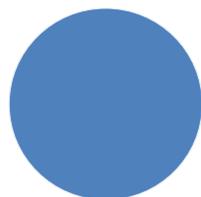
1 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標	74
（1）障がい児支援の提供体制の整備等	74
2 障害児通所支援等の見込量と確保策	77
（1）障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）	77
（2）発達障がい者（児）支援	79

資料編

1 小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会設置要綱	82
2 小浜市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	84
3 計画の策定経過	85
4 用語解説	86

第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

前回の計画が策定された時よりも、障がいのある人を取り巻く制度や法律は大きく変化しています。障がい福祉の分野では、わが国において平成26（2014）年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、平成23（2011）年7月に「障害者基本法」が改正されました。

その後、平成27（2015）年1月の難病法の施行や平成28（2016）年4月には障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年同月改正障害者雇用促進法の施行、同年5月には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」など、障がい福祉分野の法制度は大きな変革が行われています。

また、平成30（2018）年6月には障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術作品の創造や発表、評価、販売等の促進や支援が掲げられるなど、文化芸術活動の側面を含めた総合的な施策の展開が求められるようになっていきます。

2. 計画策定の目的

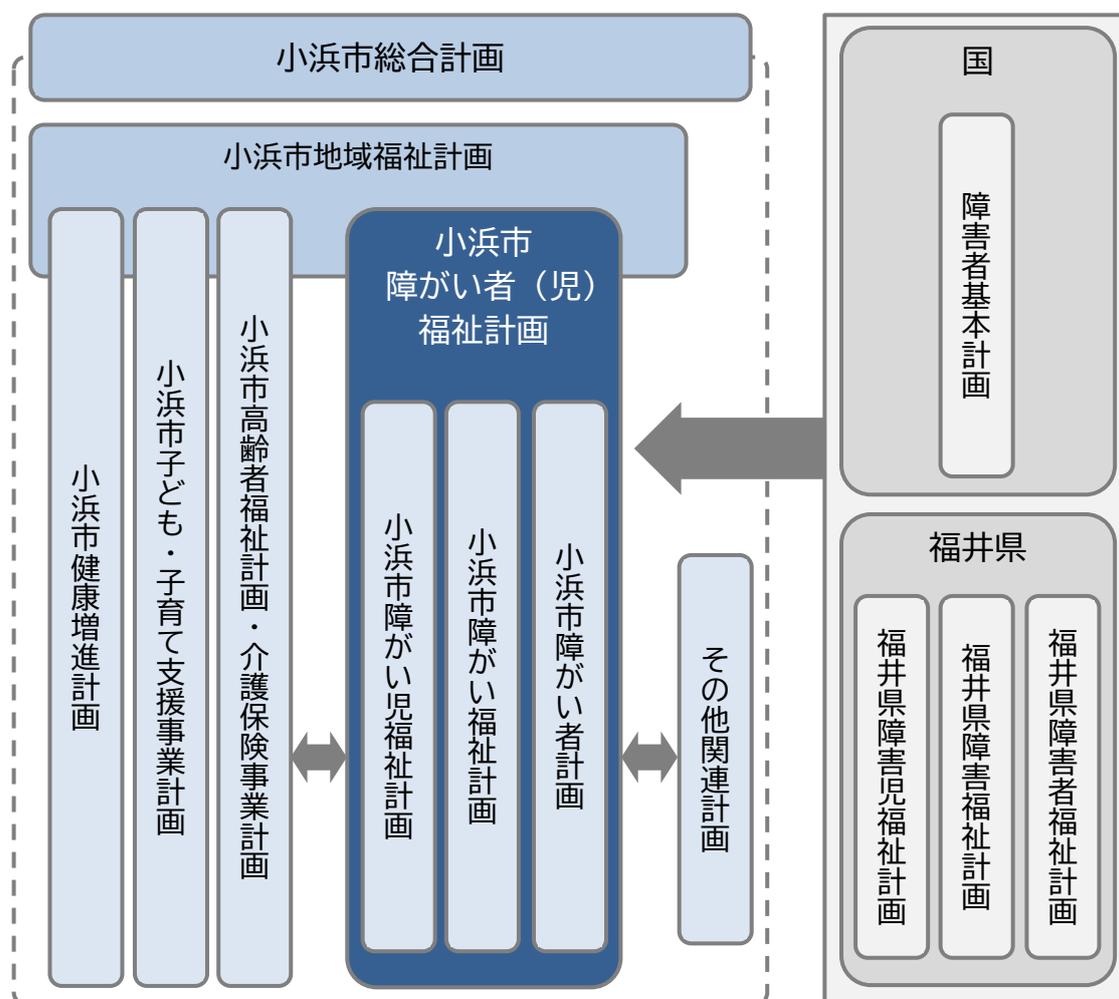
本計画は、制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、つながりを持って安心して心豊かに暮らせるように支援するため、「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の推進を目的としています。

障がいのある人が市民の一員として参加し、個性と能力を発揮し住み慣れたまちで、いつまでも安心してともに助けあって暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援をする取組みを進めていくための基本方針として策定します。

3. 計画の位置づけ

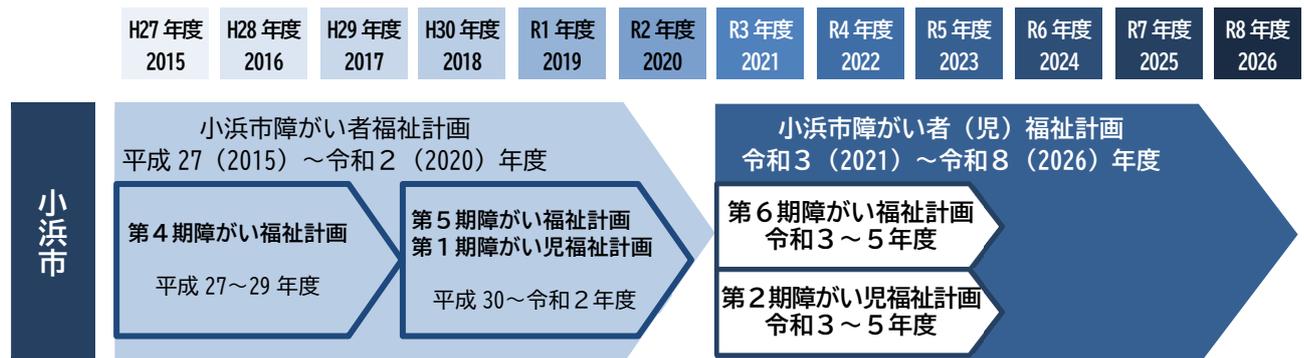
小浜市障がい者計画は、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。また、障害者総合支援法（第88条）、児童福祉法（第33条）に基づいて3年ごとに策定する「小浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、小浜市障がい者計画と相互補完的な性質を持つものとして策定し、これらを総称して「小浜市障がい者（児）福祉計画」として推進していくものとします。

小浜市障がい者（児）福祉計画は、本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。



4. 計画期間

小浜市障がい者（児）福祉計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6ヶ年とします。また、第6期小浜市障がい福祉計画と第2期小浜市障がい児福祉計画は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3ヶ年とします。



5. 計画の策定方法

（1）アンケート調査の実施

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者等を対象に実施しました。調査対象者は、18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者および障がい福祉サービス受給者1,371人と、障害者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者、障がい福祉サービス受給者の保護者122人の1,493人となりました。このうち827人から回答をいただき、回収率は55.4%でした。

（2）ヒアリングの実施

福祉団体や障がい福祉サービス事業を実施する事業所へヒアリングを実施し、現場の声などもいただきました。

（3）策定体制

本計画の策定にあたり、令和2（2020）年に実施したアンケート調査を始めとしたデータを活用しつつ、当事者および関係者等による議論を反映するために「小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会」を設置し、策定の基本的事項について協議を行いました。

（4）パブリックコメントの実施

多くの市民から広く意見をうかがい、計画策定を進めることを目的に、パブリックコメントを実施したところ、6件のご意見をいただきました。提出されたご意見は、小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会にて検討し、本計画に反映しました。

6. 計画の推進方法

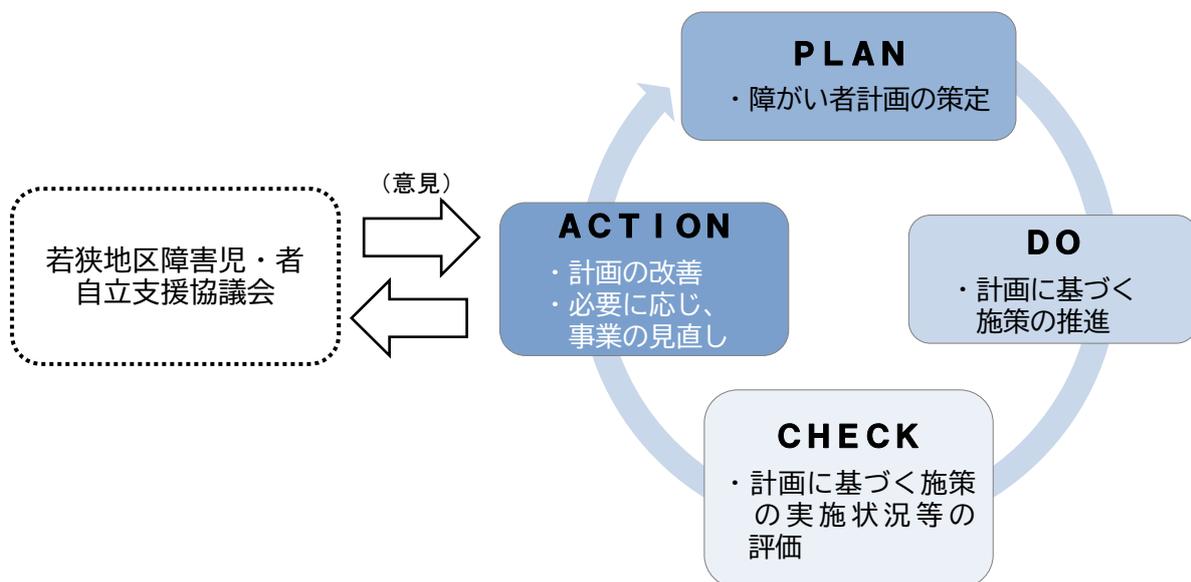
本計画の推進にあたっては、庁内の関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業所、関係団体との連携を図ります。広域的な対応が必要なものについては、近隣市町との連携や情報交換などを行い、適切な対応に努めます。

また、国の基本指針や県の基本的な考え方に則して、目標数値を各年度で確認し、評価・検討したうえで、施策や指標の見直し、精査等に活かすとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。

本計画は、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものであるため、本計画の実施計画に位置づけられる「小浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の見直し時に実施される進捗状況の点検・評価を踏まえて、本計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

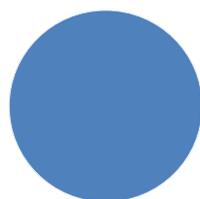
また、制度改正など社会情勢が大きく変化した場合には、若狭地区障害児・者自立支援協議会[☆]を中心として計画を見直し、柔軟な対応を図ります。

■PDCA概念図



第2章

小浜市の現状



第2章 小浜市の現状

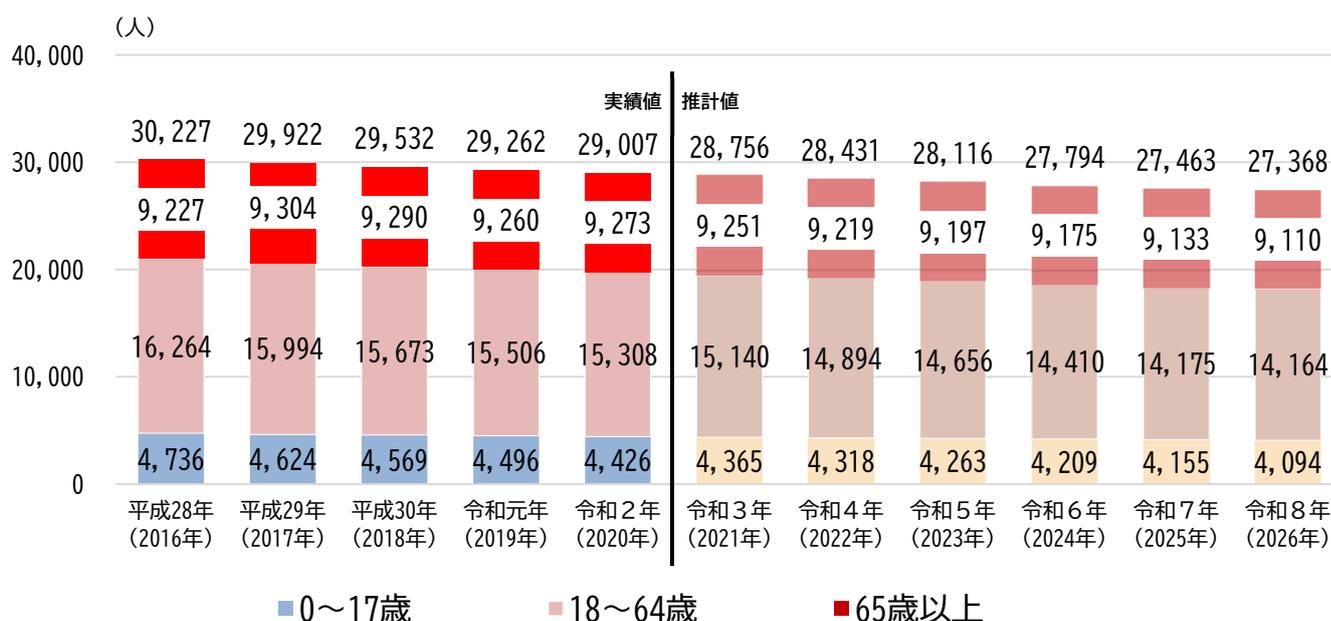
1. 人口の状況

小浜市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年3月31日現在で29,007人となっています。推計値においても年々減少すると見込まれており、第6期計画の最終年度である令和5（2023）年では、28,116人、第7期計画の最終年度である令和8（2026）年では27,368人となっています。

年齢別でみると、令和2（2020）年時点で18歳未満人口は4,426人、18歳～64歳人口は15,308人となっており、今後は減少していくと予測されています。65歳以上の高齢者人口は同時点で9,273人となっており、同じく減少傾向にあります。どちらも減少傾向にありますが、高齢者人口よりも総人口の減少幅が大きいいため、総人口に対する高齢者が占める割合（高齢化率）は増加すると見込んでいます。

この人口全体の動向は障がい者・障がい児の人口構成に大きな影響を与えると思われます。端的な影響としては、障がい者本人とその介護者の高齢化が挙げられます。計画策定にあたって行われたアンケートでは、介護者の高齢化による負担増と、介護者亡き後の障がい者の行く末を心配する声が多く寄せられています。

【総人口、高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している市民は令和2（2020）年末現在で、1,976人と人口の6.8%ほどとなっています。令和2（2020）年の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は1,505人で、そのうちの約5割が肢体不自由、約3割が内部障がいです。

また、療育手帳所持者は253人で、平成28（2016）年と比較して10人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は218人で、同じく平成28（2016）年から48人増加し、他の手帳所持者と比較して大幅に増加しています。

■手帳所持者数等の推移（各年3月31日現在）

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	増減率※1
身体障害者手帳	1,538	1,546	1,541	1,511	1,505	-2.1%
療育手帳	243	245	245	254	253	4.1%
精神障害者保健 福祉手帳	170	182	189	200	218	28.2%
自立支援医療(精 神通院)受給者証	319	324	349	359	373	16.9%
難病※2	267	277	244	241	264	-1.1%

※1 平成28（2016）年と令和2（2020）年の手帳所持者数の増減率

※2 特定疾患医療受給者および小児慢性疾患医療受給者の合計

資料：福井県、福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

■身体障害者手帳等級別所持者数（令和2（2020）年3月31日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
身体 障がい 者数	484	182	307	355	81	96	1,505

■身体障がい者手帳障がい種別所持者数（令和2（2020）年3月31日現在）

	年齢	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内部 障害	計
身体障が い者数	0～17	3	3	0	14	3	23
	18～64	19	23	4	177	100	323
	65～	84	92	11	566	406	1,159
	計	106	118	15	757	509	1,505

■療育手帳所持者数（令和2（2020）年3月31日現在）

年齢	18歳未満	18歳以上	合計
療育手帳所持者数	33	220	253

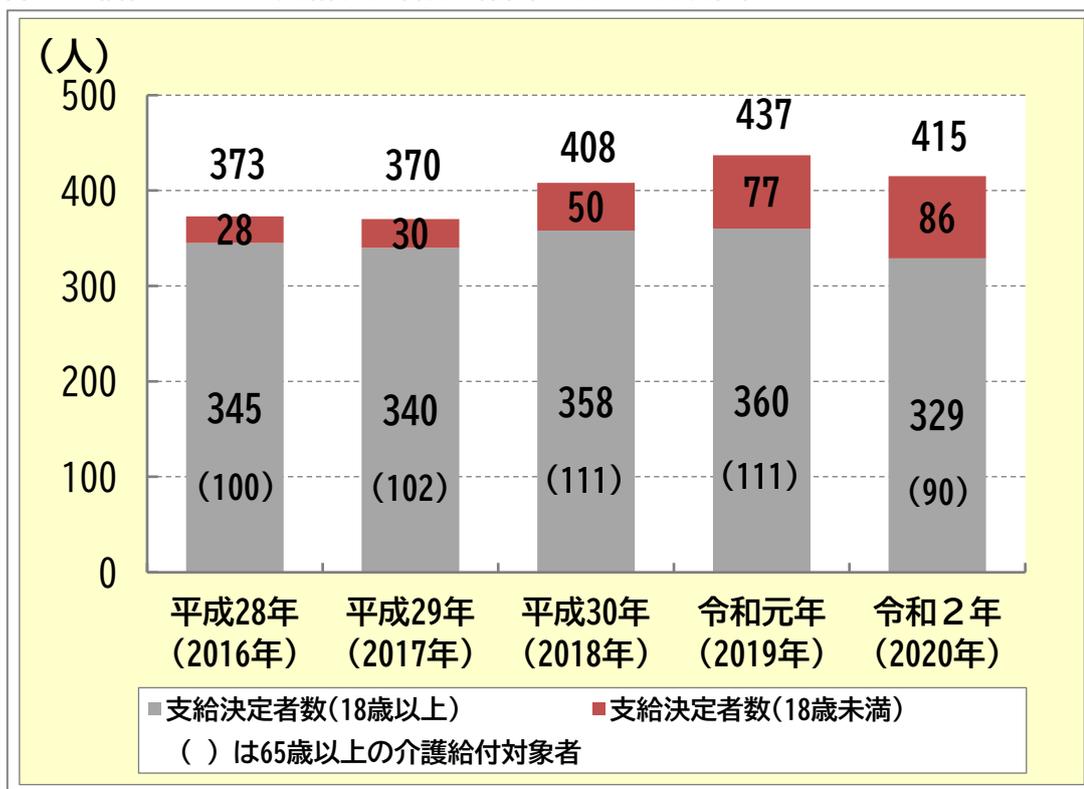
等級	A1	A2	B1	B2	合計
療育手帳所持者数	98	6	75	74	253

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和2（2020）年3月31日現在）

年齢	18歳未満	18歳以上	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	0	218	218

等級	1級	2級	3級	計
精神手帳所持者数	6	171	41	218

■障がい福祉サービス支給決定者数（各年3月31日現在）

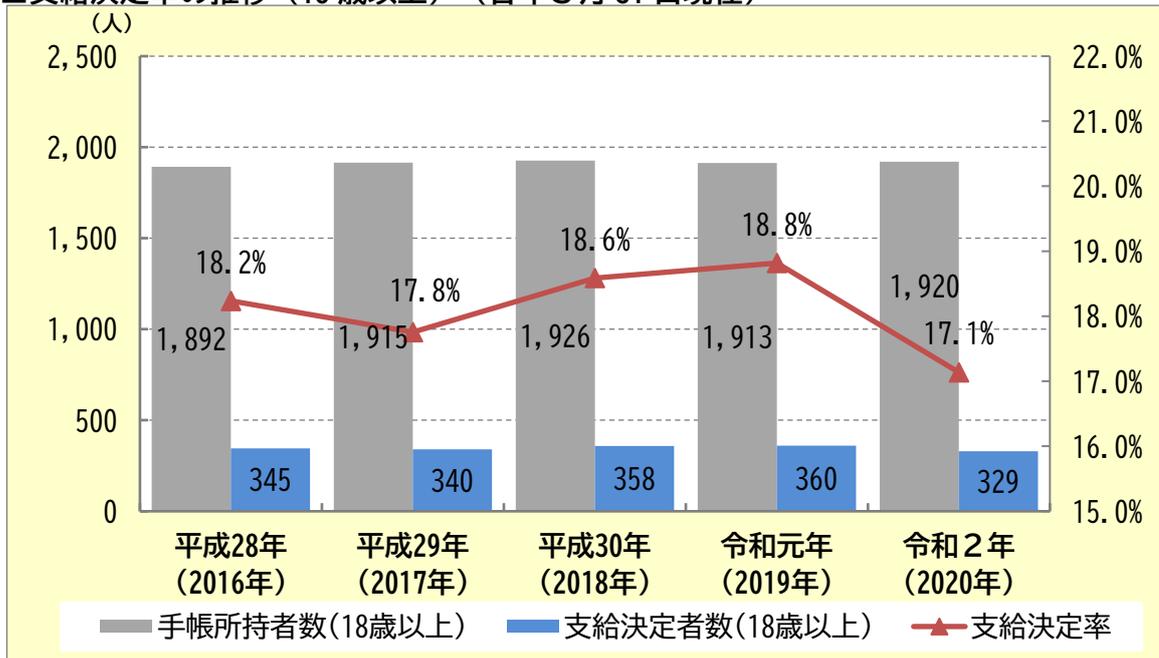


資料：小浜市



18歳以上の決定者のうち、約3割が介護保険給付対象者となっています。スムーズな制度移行が課題となっています。

■支給決定率の推移（18歳以上）（各年3月31日現在）

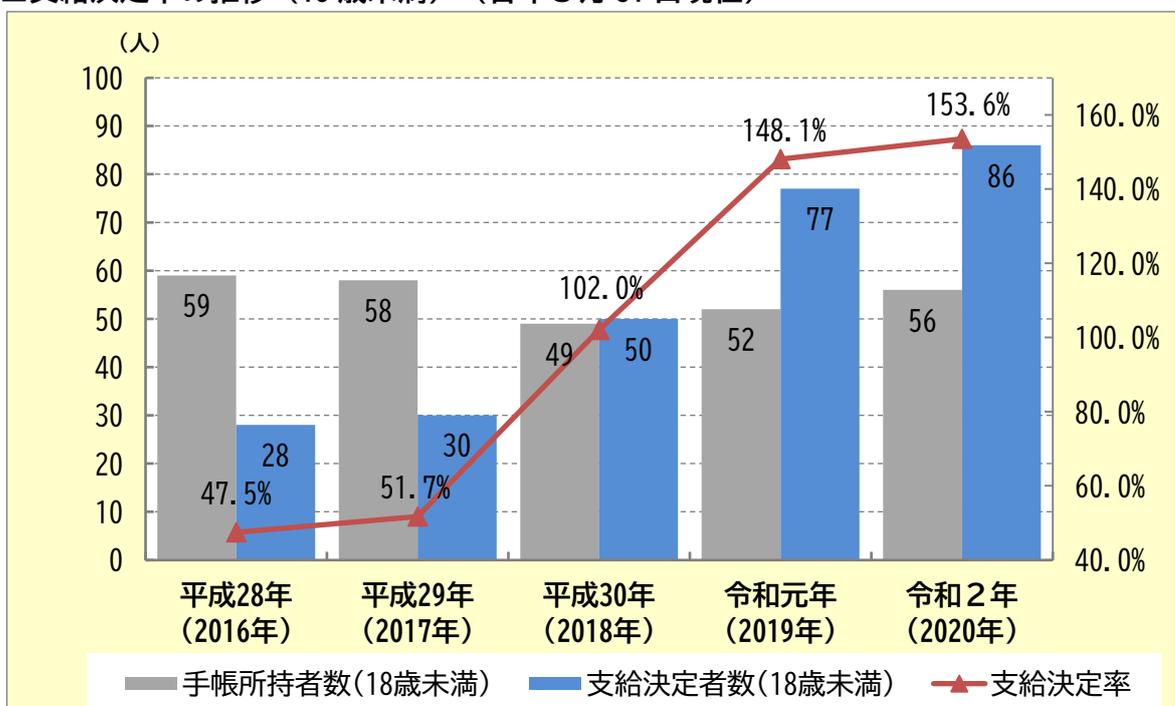


資料：小浜市



令和2（2020）年は介護保険給付対象者に移行勧奨を行っているため決定率が減少しています。

■支給決定率の推移（18歳未満）（各年3月31日現在）



資料：小浜市



平成30（2018）年度から市内の放課後デイサービス事業所が開所したことにより、手帳を所持していない気付きな子の利用が増加しています。

3. 障がい者の就業状況

一般企業における障がいのある人の雇用状況についてみると、実雇用率は全国より上回っています。ここ数年、福井県より下回っている状況が続いていましたが、令和元年度には上回っています。

小浜公共職業安定所に登録している障がいのある人数の推移についてみると、身体障がいのある人の求職件数および就職件数はともに減少傾向です。また、知的障がいおよび精神障がいのある人については、求職件数、就職件数はともに増加傾向です。

■一般企業における障がいのある人の雇用の状況（単位：％）

区分	小浜市公共職業安定所		福井県		全国	
	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
平成 27 年度(2015)	2.03	75.00	2.32	52.23	1.88	47.20
平成 28 年度(2016)	1.95	76.32	2.31	56.84	1.92	48.80
平成 29 年度(2017)	2.20	82.86	2.40	58.59	1.97	50.00
平成 30 年度(2018)	2.33	77.78	2.40	56.58	2.05	45.90
令和元年度(2019)	2.43	73.68	2.35	57.09	2.11	48.00

資料：小浜公共職業安定所（各年度6月1日現在の数値）

■公共職業安定所に登録している障がいのある人数の推移（単位：人）

区分		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
新規求職申込件数	身体障がい	40	29	26	24	25
	知的障がい	12	12	15	16	18
	精神障がい	25	17	23	25	37
	発達障がい・難病	5	3	5	5	6
	計	82	61	69	70	86
就職件数	身体障がい	28	21	16	16	14
	知的障がい	8	9	11	14	11
	精神障がい	13	13	19	16	21
	発達障がい・難病	2	4	2	2	3
	計	51	47	48	48	49

資料：小浜公共職業安定所（各年度末の数値）

※民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者を雇用しなければいけないとされています。法定雇用率は、一般の民間企業で2.3%、特殊法人等は2.6%とされています。

4. アンケート結果概要（抜粋）

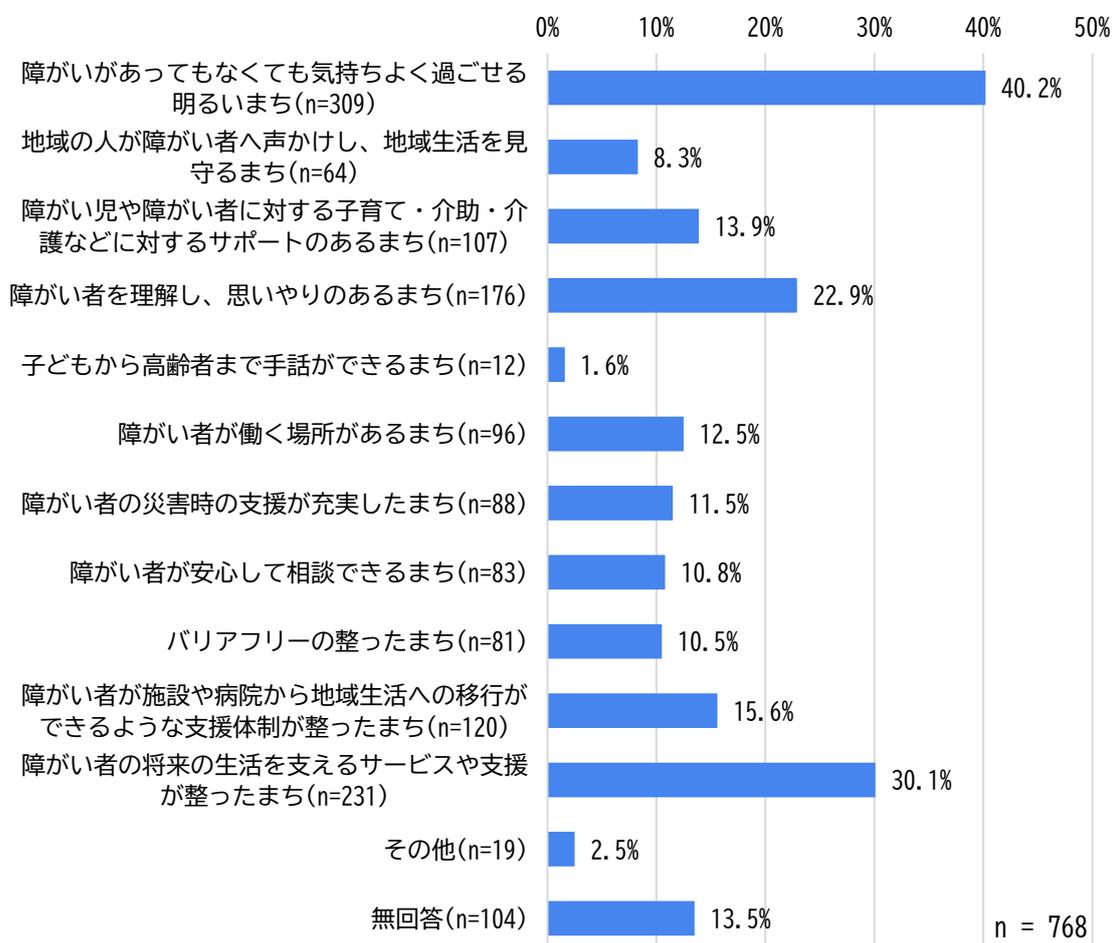
市民に対し、障がい者施策についてお聞きし、その意向を反映させて計画策定を行うため、アンケート調査を実施しました。バリアフリー[☆]の整備や公共交通機関の不足（P15）、障がいに対する理解（P13, 17, 21）、相談体制（P18, 20, 22）等の意見が多くありました。

§ 障がい者調査

（1）暮らしやすいまち

問 障がい者が暮らしやすくなるために、小浜市がどんなまちになればよいと思いますか。（特にあてはまるもの2つまでに○）

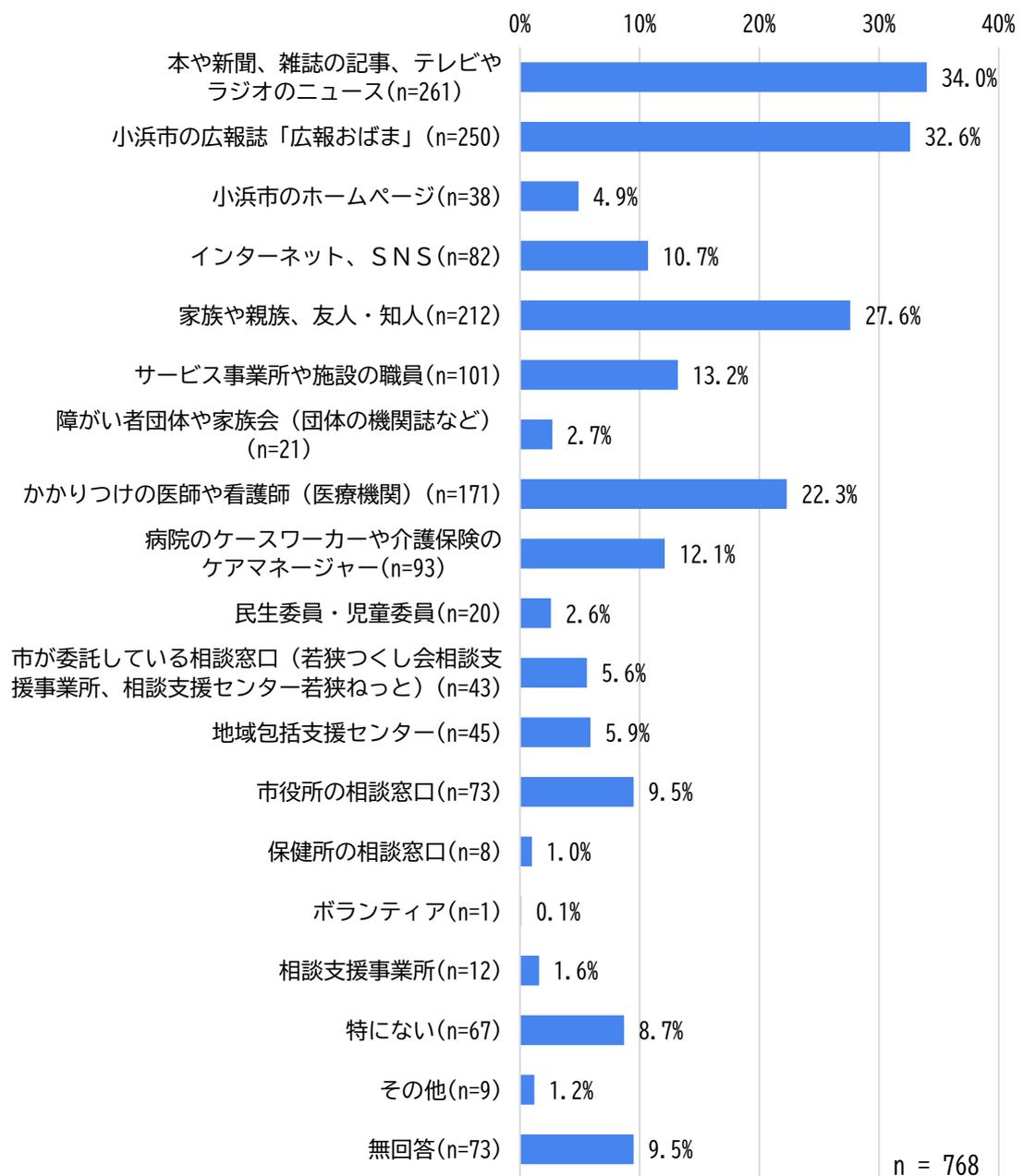
「障がいがあってもなくても気持ちよく過ごせる明るいまち」（40.2%）が最も多く、次いで「障がい者の将来の生活を支えるサービスや支援が整ったまち」（30.1%）、「障がい者を理解し、思いやりのあるまち」（22.9%）となっています。



(2) 情報提供

問 あなたは、障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（34.0%）が最も多く、次いで「小浜市の広報誌「広報おばま」（32.6%）、「家族や親族、友人・知人」（27.6%）、「かかりつけの医師や看護師（医療機関）」（22.3%）、「サービス事業所や施設の職員」（13.2%）となっています。

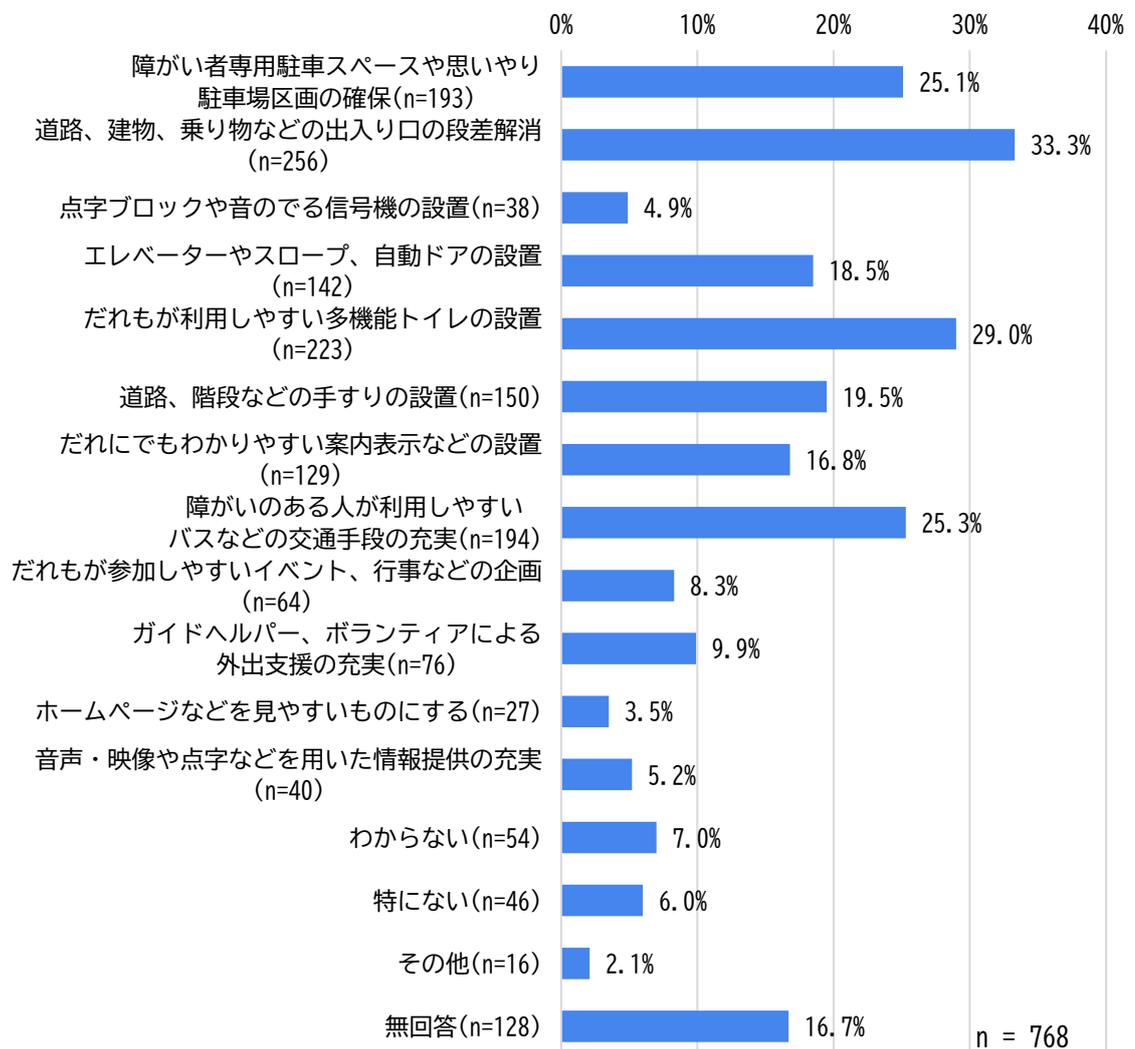


(3) 生活環境

問 あなたは、ユニバーサルデザイン[☆]のまちづくりを進めるため、地域の環境および制度として何を優先して整備する必要があると思いますか。

(特に必要と思うものを3つまで)

「道路、建物、乗り物などの出入り口の段差解消」(33.3%)が最も多く、次いで「だれもが利用しやすい多機能トイレの設置」(29.0%)、「障がいのある人が利用しやすいバスなどの交通手段の充実」(25.3%)、「障がい者専用駐車スペースや思いやり駐車場区画の確保」(25.1%)、「道路、階段などの手すりの設置」(19.5%)となっています。

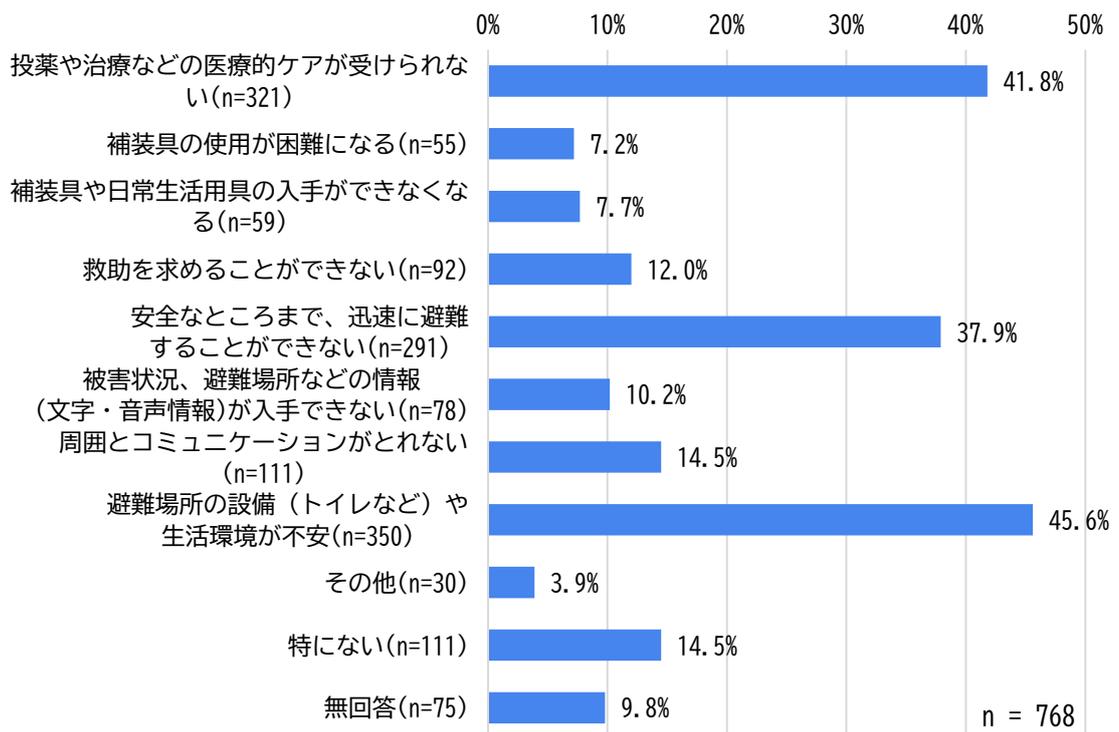




(4) 防災

問 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（45.6%）が最も多く、次いで「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」（41.8%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（37.9%）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（14.5%）、「特にない」（14.5%）となっています。

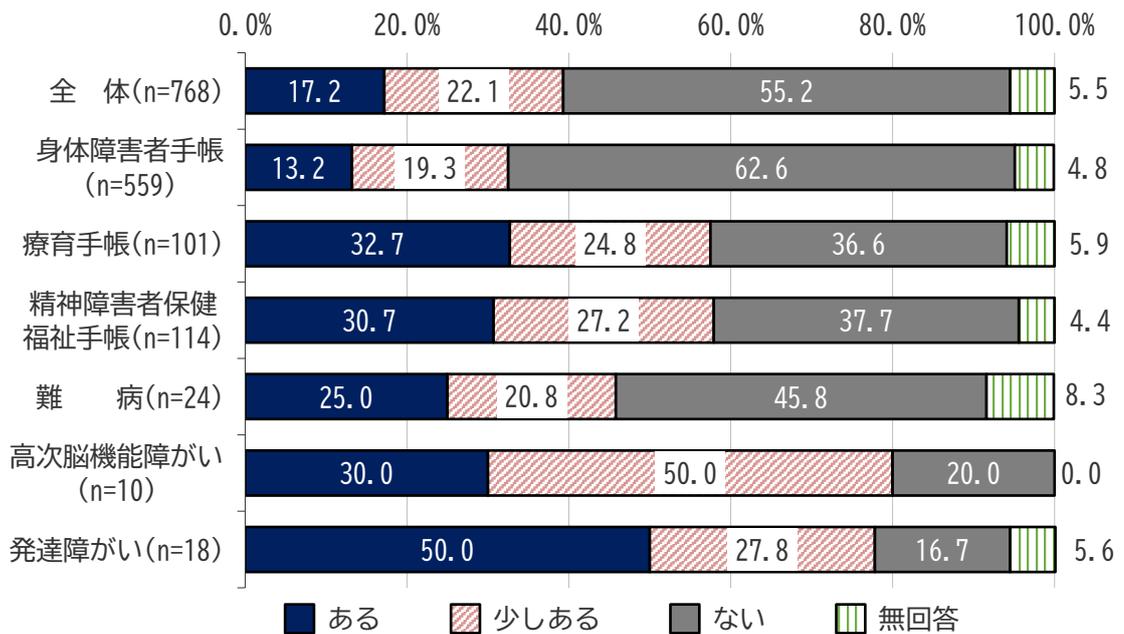


(5) 差別・権利擁護

問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
 (○は1つ)

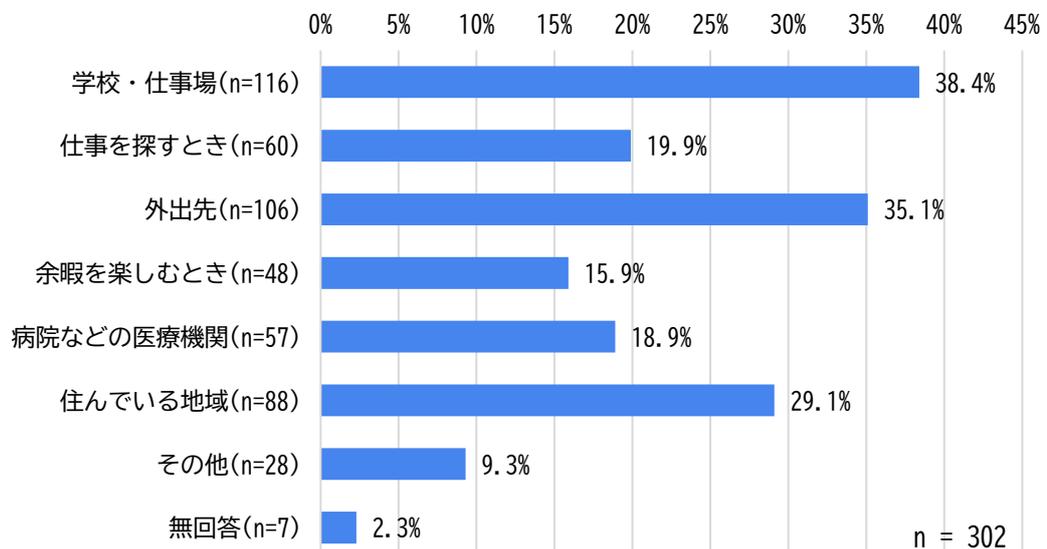
全体では、「ない」(55.2%)が最も多く、次いで「少しある」(22.1%)、「ある」(17.2%)となっています。

差別や嫌な思いをした体験のある人は発達障がいの50.0%が最も高く、これに療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者が続いています。



問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

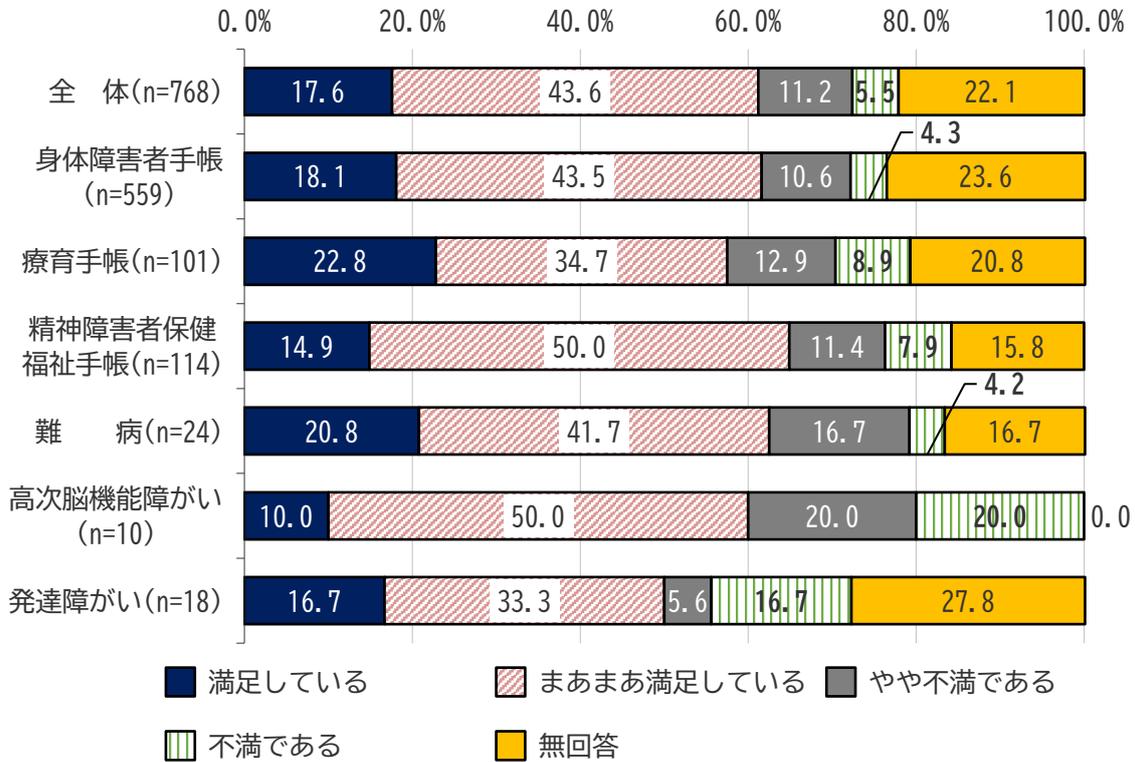
「学校・仕事場」(38.4%)が最も多く、次いで「外出先」(35.1%)、「住んでいる地域」(29.1%)、「仕事を探するとき」(19.9%)、「病院などの医療機関」(18.9%)となっています。



(6) 相談

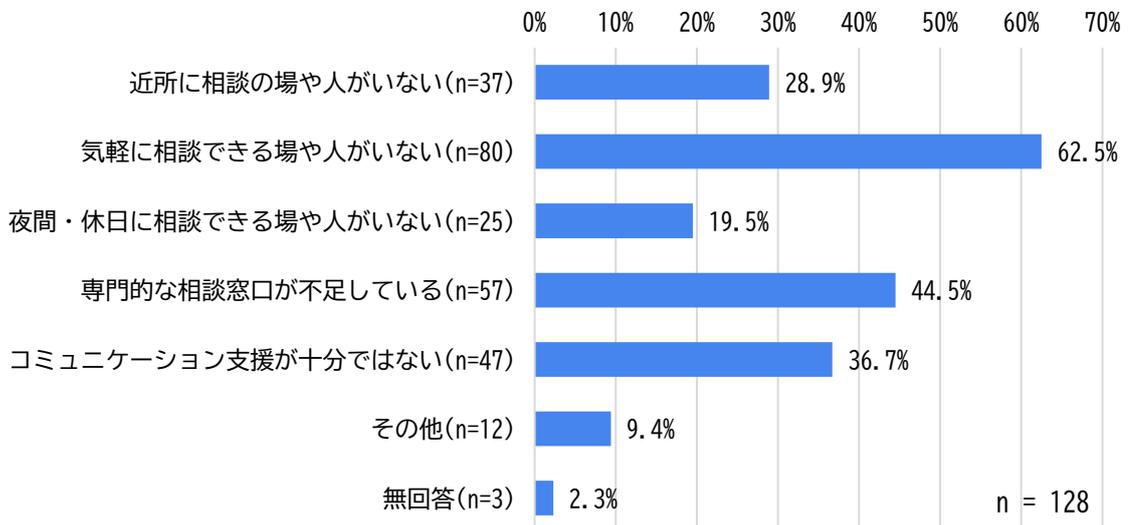
問 各種相談体制について、現在どのように感じていますか。(〇は1つ)

「まあまあ満足している」(43.6%)が最も多く、次いで「満足している」(17.6%)、「やや不満である」(11.2%)、「不満である」(5.5%)となっています。



問 どのような点に不満を感じていますか。(あてはまるものすべてに〇)

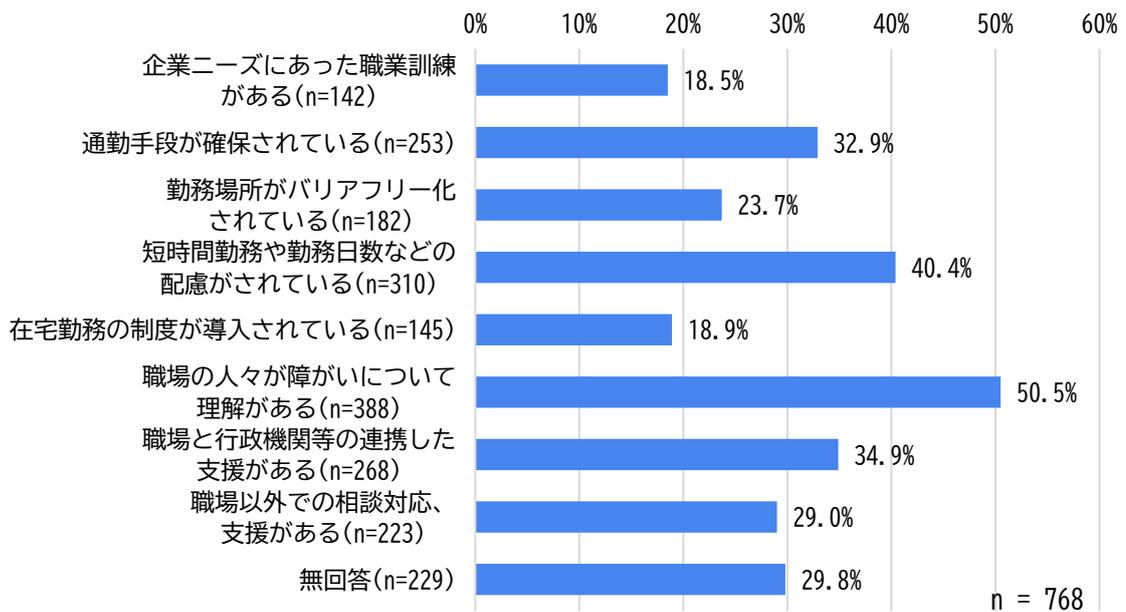
「気軽に相談できる場や人がいない」(62.5%)が最も多く、次いで「専門的な相談窓口が不足している」(44.5%)、「コミュニケーション支援が十分ではない」(36.7%)、「近所に相談の場や人がいない」(28.9%)、「夜間・休日に相談できる場や人がいない」(19.5%)となっています。



(7) 雇用・就業

問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

「職場の人々が障がいについて理解がある」(50.5%)が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされている」(40.4%)、「職場と行政機関等の連携した支援がある」(34.9%)、「通勤手段が確保されている」(32.9%)、「職場以外での相談対応、支援がある」(29.0%)となっています。



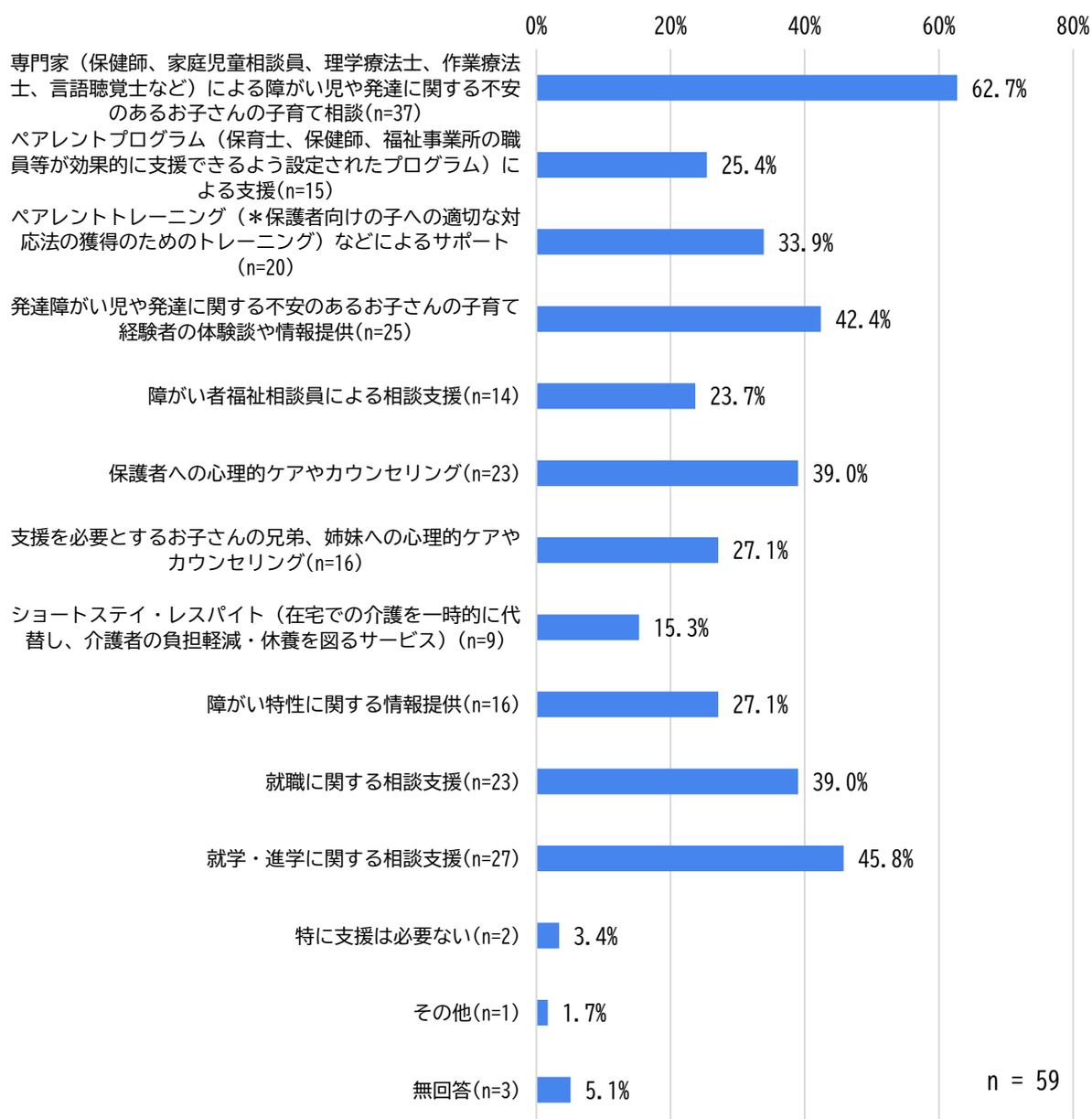
ジョブ・ガイダンスの様子

S 障がい児調査

(1) 相談

問 保護者や家族の方へはどのような支援が必要と考えられますか。
(あてはまるものすべてに○)

「専門家（保健師、家庭児童相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」（62.7%）が最も多く、次いで「就学・進学に関する相談支援」（45.8%）、「発達障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て経験者の体験談や情報提供」（42.4%）、「保護者への心理的ケアやカウンセリング」（39.0%）、「就職に関する相談支援」（39.0%）となっています。

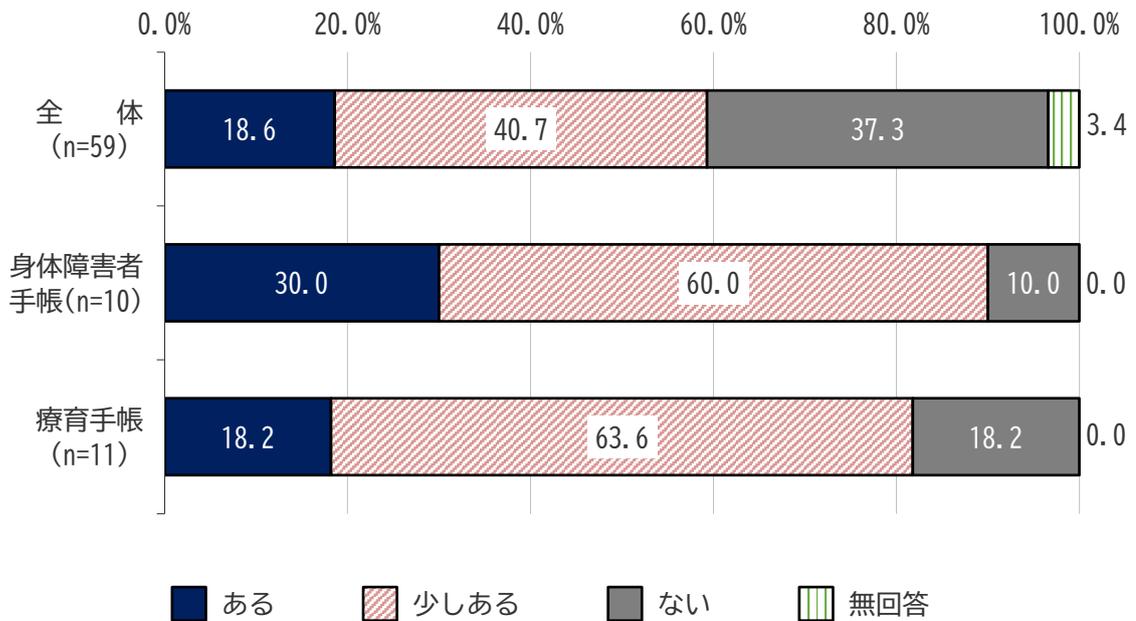




(2) 差別・権利擁護

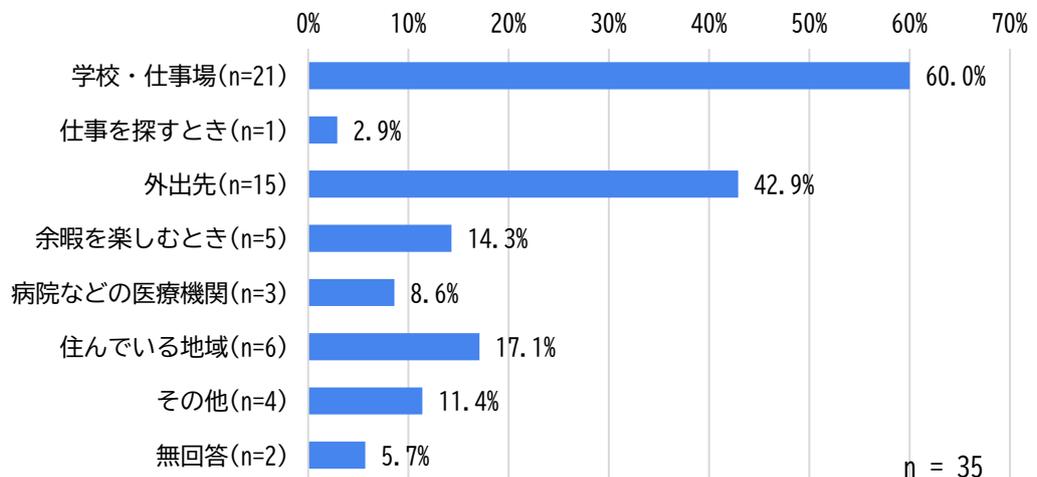
問 お子さんの特性や障がいがあることで差別や嫌いやな思いをする（した）ことがありますか。（○は1つ）

「少しある」（40.7%）が最も多く、次いで「ない」（37.3%）、「ある」（18.6%）となっています。



問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

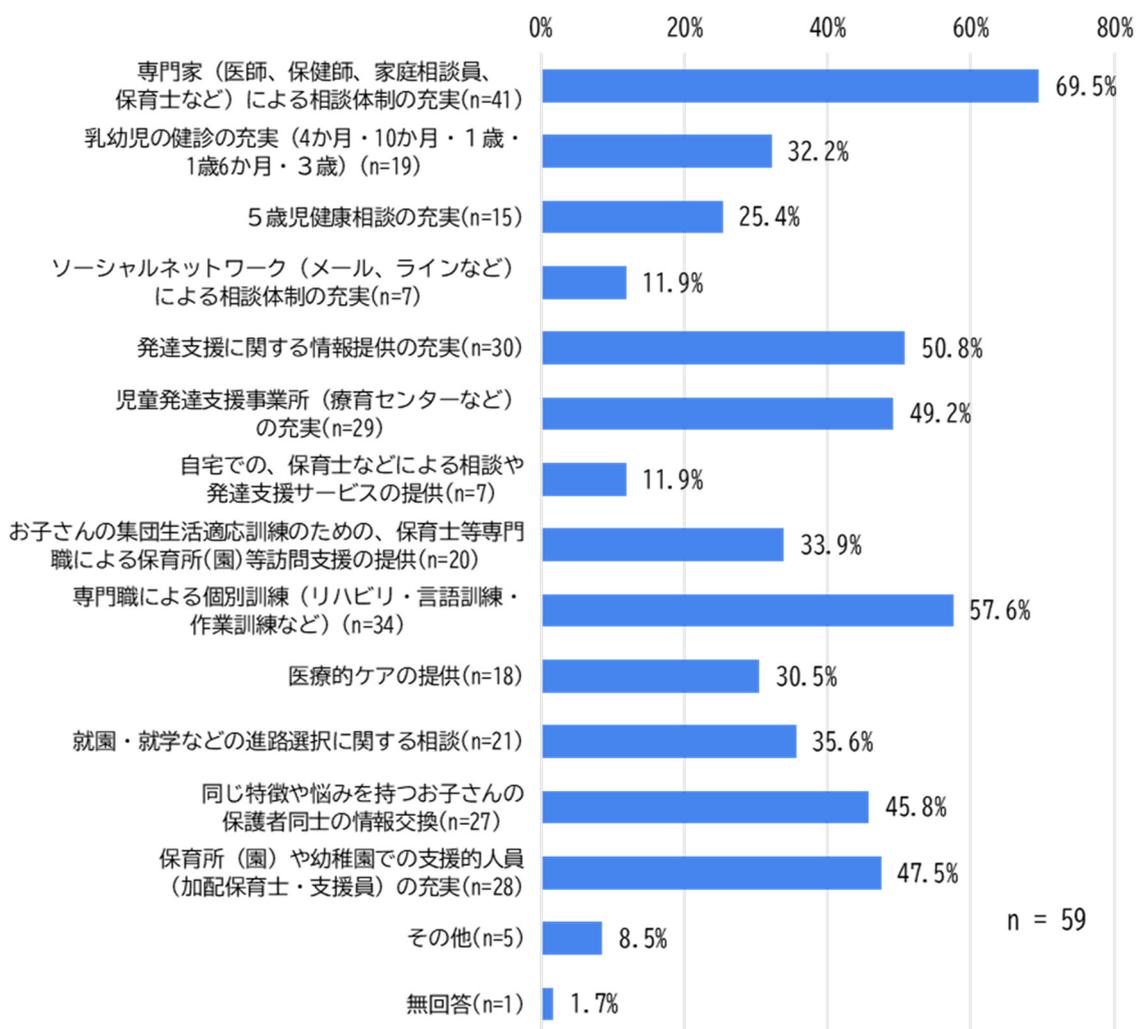
「学校・仕事場」（60.0%）が最も多く、次いで「外出先」（42.9%）、「住んでいる地域」（17.1%）、「余暇を楽しむとき」（14.3%）、「その他」（11.4%）となっています。



(3) 教育・育成

問 発達に関する不安や障がいのあるお子さんが早期に適切な支援をうけるために必要なことは何だと思えますか。（あてはまるものすべてに○）

「専門家（医師、保健師、家庭相談員、保育士など）による相談体制の充実」（69.5%）が最も多く、次いで「専門職による個別訓練（リハビリ・言語訓練・作業訓練など）」（57.6%）、「発達支援に関する情報提供の充実」（50.8%）、「児童発達支援事業所（療育センターなど）の充実」（49.2%）、「保育所（園）や幼稚園での支援的人員（加配保育士・支援員）の充実」（47.5%）となっています。



5. ヒアリング結果概要

(1) ヒアリングについて

当事者団体およびサービス提供事業所、特別支援学校に対して、以下のとおりヒアリングを実施しました。移動に関することや相談窓口、住まいの場、児童分野のサービス不足、日中活動系サービスの充実や余暇活動についての意見が多くありました。

- 当事者団体：4団体（うち3団体回答有）
- 事業所：25事業所（うち24事業所回答有）
- 特別支援学校：1校

(2) ヒアリング結果

①施設・情報のバリアフリー、防犯・防災、移動手段について

- ✓ 駅や施設などのバリアフリーの充実。
- ✓ 各種障がいに対応した避難所の充実と、障がいに対する地域住民の理解。
- ✓ 総合防災訓練に避難や避難所生活体験を取り入れるなど訓練を充実してほしい。
- ✓ 公共交通機関が少ないため、安心して利用できる交通手段の確保が課題。

②障がいへの理解促進、地域での交流・ふれあいについて

- ✓ 障がいがある子どもでも、できる限り同じ学校や、同じ場所等で友達と一緒に学べるような環境づくりの推進。
- ✓ 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいに対する理解の促進が必要。
- ✓ 学校教育において、「生の体験」として、障がい児・者との交流の場を多く設け理解を深めることが大切だと思う。
- ✓ 手話言語条例の制定。

③ボランティア活動の推進、関係団体との連携について

- ✓ 互いに支えあい助け合う地域づくりに向けて、関係団体と連携して地域のサロン活動やイベント等、できることがあれば取り組んでいけると良い。
- ✓ 福祉人材の確保につながるようなボランティア活動の企画をしてほしい。
- ✓ 各関係団体との連携強化。定期的な情報共有の場の設定。
- ✓ 民生委員などに対して、バックアップする仕組みづくりが必要。

④相談体制、情報提供について

- ✓ 気軽に相談できる窓口がほしい。相談窓口が分かりにくい。
- ✓ 家にいても目にするのできる媒体（新聞、市の広報、ネット等）で情報を知り支援機関とつながることができるように、広報の充実が必要。
- ✓ 高齢者・児童分野と連携した相談体制の整備。

⑤生活支援サービスについて

- ✓ 重度障がい者、高齢障がい者の生活の場（住まいの確保）が課題。

- 
- ✓ 高齢障がい者の介護保険制度への移行も、現実には受入れ先が中々ない。
 - ✓ 事業所を利用するにあたって送迎が課題になることが多い。
 - ✓ 親亡き後の生活を心配される保護者の声を聞く。
 - ✓ 施設入所者やグループホーム利用者の高齢化が進んでおり、地域移行ができず、新規受入れが難しい。
 - ✓ 余暇の支援（ガイドヘルパー[☆]）などのサービスが充実し、もっと街中で障がいのある方を見かける機会が増えるといいと思う。
 - ✓ 市街地に生活介護の事業所があると良い。

⑥保健・医療について

- ✓ ひきこもりの方が精神疾患を発症するリスクが高いため、早期発見の観点から、ひきこもりの方の現在の状況を把握できるように努める必要がある。
- ✓ 通院に支援が必要な方が安心して診察を受けることができるように、支援の介入や病院職員の支援を充実してほしい。
- ✓ 病院との連携が必要。現状、個人情報の兼ね合いもあり、対象者の把握が困難。

⑦障がい児支援について

- ✓ 専門的に対応できる相談支援窓口を設置してほしい。
- ✓ 児童支援に関わる事業所を増やせるとよい。
- ✓ 放課後等デイサービスのニーズは高いが事業所が少ない。長期休暇中、利用希望をしても事業所の受入れに限りがあり、希望どおり受入れてもらえない。
- ✓ 情報交換等の教育分野と福祉分野の連携が課題。
- ✓ 通学支援。学校の送迎時間と保護者の就労時間が合わなくて、保護者の働き方が制限された事例があった。
- ✓ 障がいのあるなしに関わらず、乳幼児を遊ばせる屋内施設が少ない。

⑧スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動、生涯学習への参加促進について

- ✓ 障がい者は、スポーツや文化芸術に触れる機会が不足しがちと思われる。もっと身近に、もっと気軽に芸術などに触れ合える機会を提供できたらと思う。
- ✓ 障がい者が気軽に活用できるスポーツ施設があるとよい。
- ✓ 休日の余暇活動場所の充実。
- ✓ 障がい者向けのスポーツ・文化の入門講座を開いていただき、趣味を見つける手助けをしてほしい。

⑨就労関係について

- ✓ 就労継続支援事業所や障がい者雇用で働いている方の姿を、社協だよりや広報など、広く市民が目にする媒体で紹介してほしい。
- ✓ 就労定着に向けた支援の質の向上が求められている。
- ✓ 就労後のフォローが大事な方もいるので、ジョブコーチ[☆]等の関係機関に関わってもらいたい。
- ✓ 就労継続支援B型の需要が高まっているため、事業所の確保が必要。

第3章

計画の基本的な考え方

【障がい者計画】

第3章 計画の基本的な考え方【障がい者計画】

1. 基本理念

前回の「小浜市障がい者計画」では、「障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めます」を基本理念とし、地域と行政が協働し、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

本計画の策定にあたり、障がいのある人の現状やアンケート調査の結果等を踏まえつつ、障がい福祉施策の継続性を鑑み、本計画における基本理念は、SDGs[☆]や前計画の考え方を踏まえ、以下のとおりとします。



全ての人が住み慣れた地域で「自分らしい暮らし」が送れることを願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちが目指す障がい者福祉です。

本市のこれまでの方向性と、総合計画における障がい者福祉施策の基本方針を踏まえ、障がいのある人もない人も、互いに支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、「だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現」を本計画の基本理念とします。

2. 障がい者福祉の目標

基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現』のため、次の基本目標を定め、網羅的に施策の推進に取り組みます。

目標Ⅰ 安全で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で快適に暮らし、いきいきと活動していくために、情報提供の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

また、災害時や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の対策に取り組み、障がいのある人の安全が速やかに確保され、必要な支援を受けられるよう体制整備を推進するとともに、障がいに対する理解を促進し、心のバリアフリーにつながる啓発を推進します。

目標Ⅱ 自立した生活を送れる支援体制づくり

障がいのある人が、地域の中で自分らしい生活を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。乳幼児期における保育・教育環境の整備に努めるとともに、適切なサービスや支援が受けられるよう、身近で分かりやすい相談支援体制の構築に取り組みます。

また、保健、医療、福祉の連携を強化し、各サービスの提供体制の充実に努めます。

目標Ⅲ 就労や社会参加による生きがいづくり

障がいのある人が就労の機会を得ることは、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを見出すうえで重要であることから、障がいのある人の特性や意欲に応じた雇用・就業環境の整備に努めます。また、障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、いきいきと暮らせるよう、文化芸術活動や、スポーツ、レクリエーションを行うことのできる環境の整備等を促進します。

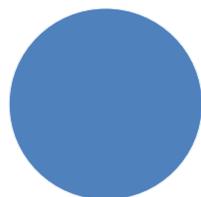


3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現	目標Ⅰ 安全で安心して暮らせるまちづくり	1 情報提供の充実	(1)情報のバリアフリー化の推進 (2)意思疎通支援事業の充実
		2 生活環境の整備	(1)住宅改善の促進 (2)バリアフリーのまちづくりの推進 (3)移動の自由の確保
		3 防災対策の充実	(1)緊急時・災害時の対策の推進 (2)日常生活における安全・安心対策
		4 感染症対策の強化	(1)関係機関との連携強化 (2)情報提供の充実
		5 差別解消・権利擁護の推進	(1)障がい者差別解消への取り組みの充実 (2)権利擁護施策の充実
	目標Ⅱ 自立した生活を送れる支援体制づくり	1 地域生活の支援	(1)在宅福祉サービスの充実 (2)入所施設・病院から地域生活への移行推進 (3)相談支援体制の整備 (4)経済的支援の充実 (5)総合的な支援体制の構築
		2 保健・医療の充実	(1)障がいの早期発見・予防 (2)医療とリハビリテーションの充実 (3)保健医療サービスの充実 (4)精神保健福祉の推進
		3 教育・育成	(1)就学前療育、保育の充実 (2)学校教育との連携の充実 (3)保育・教育における支援体制の充実
	目標Ⅲ 就労や社会参加による生きがいがづくり	1 文化芸術・スポーツ活動の促進	(1)スポーツ活動の振興 (2)文化・芸術活動の充実
		2 雇用・就業支援施策の推進	(1)一般就労の促進・支援 (2)就労支援事業の充実 (3)福祉就労の促進 (4)企業等に対する啓発の推進

第4章

施策の推進





目標 I 安全で安心して暮らせるまちづくり

1 情報提供の充実

【現状と課題】

- ✓ 必要な情報が得やすいことは、地域生活を営むうえで不可欠な条件であり、情報不足や理解不足により障がい者が不利益を受けないよう、情報のバリアフリー化を進めていくことが重要です。
- ✓ アンケートでは、障がいのことや福祉サービス等に関する情報を「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「小浜市の広報誌（広報おばま）」から得ているとの回答が多くありました。一方で、**成年後見制度**[☆]や**しあわせねっと（日常生活自立支援事業）**[☆]については知っている人は少ないという結果になっています。情報提供について、メディアや広報誌を活用する必要があります。
- ✓ 意思疎通の手段として、手話通訳や**要約筆記**[☆]に加え、ICTを活用するなど、聴覚障がいのある人をはじめとする意思疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーション支援の充実を図る必要があります。

（1）情報のバリアフリー化の推進

取組み	内 容
①情報機器等の普及促進	情報収集やコミュニケーション確保に制約がある視覚障がい者や聴覚障がい者等に必要な情報が伝わるよう、情報機器の普及促進のために日常生活用具の給付を行います。
②広報等の充実	「声の広報おばま」を継続して作成します。また今後は「声の議会だより」の作成を検討します。
③多様な媒体による情報提供の充実	「福祉のてびき」の充実および周知を図るとともに、広報誌やホームページを活用し、必要な情報提供を行います。

(2) 意思疎通支援事業の充実

取組み	内 容
①手話奉仕員養成講座	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
②要約筆記奉仕員養成講座	要約筆記奉仕員の養成研修の充実を図り、聴覚障がい者のコミュニケーション支援体制の充実に努めます。
③手話奉仕員の窓口設置	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、引き続き市役所内に手話奉仕員を設置します。
④手話通訳者☆や要約筆記者の派遣	手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援します。
⑤ICT（情報通信技術）の活用	必要に応じて、タブレットの導入などを検討します。



手話講習会の様子



2 生活環境の整備

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加していくためには、暮らしやすい生活環境が整備されていることが不可欠であり、公共の場所におけるバリアフリー化の推進や移動支援の充実が求められます。
- ✓ アンケートでは、将来の生活の場として「自宅で家族と暮らしたい」という回答が過半数を占めています。そのためには居宅サービス・支援の充実、ユニバーサルデザインのインフラ整備が必要となってきます。特に移動支援の充実や道路・建物などの出入口の段差解消などを求める声が多くありました。これらは障がい者（児）が外出を控える原因として推測され、対策が必要と考えられます。
- ✓ 事業所ヒアリングでも、交通機関の確保や移動支援が不足しているという回答が多くなっています。バス等の交通網の整備、移動手段の確保が困難な課題としてあげられます。

(1) 住宅改善の促進

取組み	内 容
①住宅改造費の助成	障がいのある人が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修の支援を行います。（重度身体障害者住宅改造助成事業）
②住環境整備のための日常生活用具の給付	特殊便器、入浴補助用具等、障がいのある人の住環境の整備を支援する日常生活用具給付等事業の充実を図ります。

(2) バリアフリーのまちづくりの推進

取組み	内 容
①公共施設の障がい者向け配慮の推進	障がいのある人が公共施設を安全に、快適に利用できるよう、車椅子利用可能のトイレやオストメイト [☆] 対応トイレ、誘導ブロックなど障がい者への配慮を推進します。
②市営住宅施設改修の促進	市営住宅について、障がいのある人に配慮した設備改善の促進を行います。また、建替えに際しては、障がいのある人の居住に配慮した住宅の整備を行い、優先入居枠の実施について検討します。
③ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	建物や設備等を、はじめからすべての人に利用しやすいものにしようとするユニバーサルデザインという考え方への理解を深めるための、普及啓発活動を実施します。
④カラーユニバーサルデザインの採用	多様な色覚を持つさまざまな人に配慮し、情報が正確に伝わるよう、チラシの作成等の場合には、積極的にカラーユニバーサルデザインの採用を検討します。

(3) 移動の自由の確保

取組み	内 容
①交通環境の整備の推進	道路における危険箇所の把握、高齢者や障がいのある人の歩行の安全の確保・事故防止を図ります。
②福祉タクシー制度の充実	外出を支援する心身障がい者福祉タクシー料金助成を継続します。また、リフトタクシーの増車を促進します。
③駐車場等の整備	公共施設等での障がい者用専用駐車スペースの設置、ハートフル専用パーキング [☆] の設置および利用の推進を行います。
④移動手段の整備の検討	障がい者等の交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、交通網の整備・改善を要請していきます。
⑤ヘルプマーク・ヘルプカード [☆] 活用の促進	広報誌やホームページ等を通して、障がいのある人が周囲に配慮や支援を求めるためのヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発に努めます。
⑥移動支援の充実	個別に付き添い、余暇活動等を支援する移動支援の充実を図ります。





3 防災対策の充実

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人が、地域で安全・安心な生活を送るためには、災害時を想定した避難行動から避難後の生活まで多様な支援が必要です。
- ✓ 本市では、平常時において、避難行動要支援者名簿[☆]の登録情報を地域の支援者へ提供することに対する同意を勧めており、対象者への丁寧な説明と安心してもらえる避難体制づくりに努めています。
- ✓ アンケートでは、災害時の不安について「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の3つが多くの回答を得ています。いずれも避難所に関することであり、不安を払拭する体制づくりが必要です。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、防災情報の提供を求める声がありました。

(1) 緊急時・災害時の対策の推進

取組み	内 容
①避難行動要支援者体制の整備	小浜市地域防災計画に基づき避難行動要支援者体制の整備を推進します。
②災害緊急速報メールの利用促進	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者、聴覚障がい者に対して、小浜市災害緊急速報メール受信登録を促進します。
③避難路・避難場所の整備	避難場所となる公共施設等のバリアフリー化の促進、避難ルート の点検および状況改善を推進します。

(2) 日常生活における安全・安心対策

取組み	内 容
①防災機器等の普及促進	火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進するとともに、防災機器等の設置促進による安全対策を推進します。
②民生委員児童委員等との連携の強化	民生委員児童委員等との連携の強化を図ります。
③地域見守り活動の実施	支援が必要な障がい者や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守り活動を行う体制を整備します。
④防災意識の普及・啓発	障がい者が参加しての防災訓練の実施や、市ホームページや出前講座を利用した防災知識・意識の普及および啓発に取り組みます。
⑤Net119 の利用促進	音声での119番通報が困難な方が、インターネットを利用し119番通報できるNet119について、周知・啓発に努めます。

4 感染症対策の強化

【現状と課題】

- ✓ 昨今、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やインフルエンザなど感染症予防への対応を求められることが多くなっています。障がい者（児）も例外ではなく、学校や事業所など日常立ち寄る場所での感染症予防対策が必要です。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、障がい者（児）が避難先で3密（密閉・密集・密接）状態になることを懸念する声が多くありました。

（1）関係機関との連携強化

取組み	内 容
①関係機関との連携強化	さまざまな感染症に対応するため、日ごろからリスクを想定し、関係機関との連携体制を強化します。
②事業所への調査	感染症対策として、事業所の予防対策がとれているか、3密状態となっていないかなど、聞き取り調査の実施や訪問調査を検討します。

（2）情報提供の充実

取組み	内 容
①正しい知識の普及啓発	3密状態の回避や手洗いの徹底など、感染リスクに的確に対応するため、普及啓発、予防対策を徹底します。

5 差別解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人が地域で暮らしていくには、地域住民の障がいや障がい者に対する正しい理解が必要です。
- ✓ また、障がいのある人が、判断能力が不十分なために金銭管理やサービスの利用等を自ら行うことが難しい場合、障がいのある人への権利擁護が必要となります。
- ✓ 虐待を受けた障がい者等の保護するため、高齢・障がい者元気支援課内に「小浜市障がい者虐待防止センター」を設置し、連絡支援体制を整えています。
- ✓ アンケートでは、差別を経験した人は4割強に上り、さらに差別された場所として「学校・仕事場」「外出先」「住んでいる地域」の3つが多くなっています。障がいへの理解を得られるような施策の強化が急務です。
- ✓ また、成年後見制度などの制度の認知度が高いとは言えず、その周知が必要です。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、取り組んでいる「合理的配慮」としてユニバーサルデザインを用いた設備の導入や手話・筆記、視覚支援などに多くの事業所が取り組んでいることが分かりました。

(1) 障がい者差別解消への取組みの充実

取組み	内 容
①障害者差別解消法の取組みの周知	平成 28 (2016) 年 4 月にスタートした「障害者差別解消法」を遵守するため、不当な差別の禁止と合理的配慮の提供について周知・啓発に取り組みます。
②広報等による啓発	「広報おばま」やホームページ等を活用し、障がいや障がいのある人、難病等について住民の理解と啓発を推進します。
③障害者週間などの啓発活動	障害者週間（12月3日～9日）や障害者雇用支援月間（9月）など、市民が障がい福祉に関心を持ちやすい時期に、啓発活動を展開し、理解促進を図ります。
④理解促進研修・啓発事業の実施	障がい者等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を行います。

(2) 権利擁護施策の充実

取組み	内 容
①成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知および利用促進を図ります。
②法人後見 [☆] に対する支援の検討	法人後見実施に関して、体制整備や後見業務を行う法人に対する支援のあり方など検討を行います。
③虐待防止体制の強化	虐待防止体制の強化を図ります。（高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク）
④しあわせねっと（日常生活自立支援事業）の充実	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うしあわせねっと（日常生活自立支援事業）について、希望する人が利用できるよう、制度の充実を図ります。
⑤制度の周知・啓発	広報誌やホームページ等を通して、障がいのある人や家族等に理解してもらえるよう、成年後見制度やしあわせねっと（日常生活自立支援事業）の必要な情報提供を行い、制度利用の促進を図ります。



障がい者スポーツ体験の様子



目標Ⅱ 自立した生活を送れる支援体制づくり

1 地域生活の支援

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人の地域生活を支えるためには、サービス利用者本位の考え方に立って、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援体制の充実、福祉サービスの量・質の充実を図っていくことが必要です。
- ✓ アンケートでは、小浜市の将来像として「障がい者の将来の生活を支えるサービスや支援が整ったまち」という回答が3割強となっています。障がい者（児）のニーズに即したサービスのあり方を模索する必要があります。
- ✓ 相談窓口について不満がある理由として、「専門的な相談窓口が不足している」が上位に位置しており、専門的な知識を提供できる相談体制の確立が求められています。
- ✓ 相談しやすい相談窓口を求める声が多くなっています。相談の最初の一步を気軽にできるような工夫が必要です。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、グループホームの数が不足しており、新規の受入れが難しいこと、高齢化によりグループホームからでて1人暮らしすることが難しいなど、居住に関する意見が多くありました。
- ✓ また、障がいの重度化とともに、介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行や地域定着の進展に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障がい福祉サービスの利用の増大が予想されます。日々の在宅生活を快適に、自立して送れるよう障がいのある人へのサービスの提供とあわせて、介護を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実が求められます。
- ✓ さらに、生活の安定に向けて、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害年金などの制度の周知と利用促進を図る必要があります。

(1) 在宅福祉サービスの充実

取組み	内 容
①訪問系サービスの充実	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障がいのある人がそれらを受けられるよう、居宅介護事業者の参入の促進に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)
②日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスを適切に提供するために、事業所への働きかけや各事業所の連携促進を図り、日中活動系サービスの充実を図ります。(生活介護、短期入所)
③障がい児通所支援の充実	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後デイサービスを実施し、障がい児通所支援の充実を図ります。
④地域生活支援事業による社会参加の促進	地域生活支援事業の各事業におけるサービスを確保するとともに、その充実を図ります。また障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

取組み	内 容
⑤難病患者等に対する障がい福祉サービスの提供	障害者手帳を取得できない難病患者等の福祉サービス利用について、利用できる場合の周知に努めます。
⑥地域生活支援拠点☆の充実	相談や緊急時の受入・対応等の機能を集約した地域生活支援拠点を「面的整備」により、令和2（2020）年度に整備しました。 自立支援協議会等と連携しながら、今後も地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。

（2）入所施設・病院から地域生活への移行推進

取組み	内 容
①居住系サービスの確保	障がいのある人の地域生活を支援するため、居住系サービスの充実に努めます。
②地域移行支援・地域定着支援の推進	地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談等の支援を行います。 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行えるよう体制整備を図ります。
③医療機関との連携	専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や県健康福祉センター等との連携を図ります。

（3）相談支援体制の整備

取組み	内 容
①相談支援の実施	障がい福祉サービスを利用する人にサービス利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリングを行う計画相談支援を行います。 障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
②身体障がい者・知的障がい者相談員の活動支援	身近に相談できる存在として、「身体障がい者相談員」「知的障がい者相談員」の活動を支援し、周知を図ります。
③家族支援の充実	ちち☆ははサポートクラブ☆の実施や相談支援体制の周知・強化を図り、家族への支援の充実に努めます。



取組み	内 容
④相談窓口の周知	福祉のてびきやホームページに相談窓口を掲載し、すぐに相談できるよう相談窓口の周知を行います。
⑤福祉人材の確保・育成	自立支援協議会やハローワーク等と連携しながら、相談支援業務をはじめとする福祉人材の確保と育成に努めます。

(4) 経済的支援の充実

取組み	内 容
①福祉手当制度の周知	療育支援や重度の障がい支援として、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当などの福祉手当制度の周知を図ります。国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら、円滑な運用に努めます。
②障害年金制度の周知	障害年金制度の周知に努めます。
③障がい者団体活動への支援	障がい者団体が実施している福祉活動に対して支援します。

(5) 総合的な支援体制の構築

取組み	内 容
①若狭地区障害児・者自立支援協議会の充実	障がい者や家族等が地域で安心して生活することができるよう、関係機関とのネットワークを構築し、地域課題を検討します。



2 保健・医療の充実

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人もない人も、健康に生活を送るためには、障がいの発生の予防や障がいの早期発見・早期対応が重要です。
- ✓ 本市では、妊婦、乳幼児、成人および高齢者に対する健康診査などを通じ、心身の発達異常や疾病の早期発見、障がいの起因疾病の予防などに努め、適切な指導や相談および専門機関への紹介を行っています。
- ✓ 現代はストレス社会と言われ、子どもから大人まで多くの人たちがさまざまな心理的ストレスを抱えています。そのため、関係機関の連携の下、こころの健康づくりの推進や相談体制の充実が必要となっています。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、精神疾患に対応する休日や夜間に対応可能な医療サービスを求める声が上がっています。この他、精神科を退院した後の受入れ体制の不足、地域で暮らせる環境の整備、ひきこもりの人の精神疾患を早期発見することの重要性などについての意見が挙げられています。

(1) 障がいの早期発見・予防

取組み	内 容
①各種健診の実施と継続的支援体制の確立	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障がいの早期発見と予防に努めます。

(2) 医療とリハビリテーションの充実

取組み	内 容
①地域リハビリテーションの推進	地域で継続的にリハビリテーションサービスを提供できるように医療機関や介護保険サービス事業者との連携を図り支援します。
②医療機関との連携による情報提供	適切な医療・リハビリテーションを受けることができるように、医療機関と連携し情報提供に努めます。

(3) 保健医療サービスの充実

取組み	内 容
①自立支援医療費の助成	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の医療費の助成を行います。
②福祉医療費の助成	重度の障がいのある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
③療養介護医療の助成	医療を必要とし、常時介護を必要とする人に、医療施設から療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
④助成制度の周知および利用促進	障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、各種助成制度について周知に努め、利用促進を図ります。

(4) 精神保健福祉の推進

取組み	内 容
①こころの健康づくりの推進	若狭健康福祉センター、医療機関、相談支援事業所等と連携を強化し、こころの健康に関する相談事業の実施および周知を図ります。
②自殺予防対策の推進	ゲートキーパー [☆] 養成研修会などの自殺予防のための人材育成の推進や、臨床心理士等の専門職による相談窓口を設置します。
③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [☆] の構築	令和2（2020）年度に若狭地域において保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置できたため、今後も地域の課題について検討し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
④依存症対策の推進	依存症患者が、本人や家族が地域で安心して生活できるよう、自助グループ [☆] を含む各関係機関とも連携しながら相談支援の充実を図ります。

3 教育・育成

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある子どもが持っている力と可能性を引き出し、将来の自立につなげていくためにも、それぞれの子どもの適した保育・教育環境の整備が重要です。
- ✓ 本市では、小浜市母と子の家児童発達支援センター[☆]が地域の中核的な療育支援施設として、専門的な支援を必要とする児童に対する療育を実施するとともに、家族への相談および保育所等訪問支援を行うなど、必要な体制整備を行っています。
- ✓ 地域において、障がいのある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労支援などの関係者が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じた支援を行うことが求められています。
- ✓ アンケートでは、保護者や家族が必要とする支援は「専門家（保健師、家庭児童相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が6割強で最も高くなっており、専門家のニーズが非常に高いといえます。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、発達障がいの児童が増加しているにも関わらず、放課後等デイサービスの事業所が少なく、対応しきれないとの指摘がありました。今後サービスの充実が望まれます。

(1) 就学前療育、保育の充実

取組み	内 容
①早期発見・療育体制の充実	乳幼児健診や5歳児健康相談 [☆] を通じて、気がかりな幼児の早期発見に努め、早期療育に繋がめます。 福井県方式支援ツール「子育てファイルふくいっ子 [☆] 」を活用し、適切な就学指導および療育体制の強化を図ります。
②相談支援の実施	母と子の家児童発達支援センターで行う「発達相談事業 [☆] 」や子育て支援センターで行う「なかよしタイム [☆] 」などにおいて、保護者や家族からの個別相談を受ける体制を整備します。
③発達障がい者（児）支援専門委員会の開催	専門委員会において定めた支援項目に対する進捗確認や、支援方法に関する意見を施策に反映します。また、保健、医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
④ペアレントプログラム [☆] 等による発達支援事業の充実	子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になる保護者に対して、子どもをほめるコツや関わり方の工夫を学ぶ機会を提供します。
⑤医療的ケア児に対する支援	痰の吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたちが、住みなれた地域で生活するために必要な支援体制を整備します。



取組み	内 容
⑥保育カウンセラー☆による巡回訪問	保育カウンセラーが保育所等を定期的に訪問し、落ち着きのない等の気がかりな子について、保護者や保育士へ専門的な助言を行います。

(2) 学校教育との連携の充実

取組み	内 容
①関係機関との連携	障がいのある子どもの就学については、本人や家族の意向を把握するとともに、個々の状態や特性に応じた教育が受けられるよう各学校や教育委員会と連携した支援に努めます。
②特別支援学校への支援	特別支援学校が取り組むインクルーシブ教育☆への支援を図ります。
③障がいに対する理解の周知・啓発	車椅子体験やアイマスク体験等の福祉学習を通して、障がいに対する理解を深めます。

(3) 保育・教育における支援体制の充実

取組み	内 容
①一貫した支援システムの構築	乳幼児期、学童期から卒業後の生活への円滑な移行のために、各サービスや教育の節目ごとに、確実に支援方法の引き継ぎが行われるよう、保護者や関係機関との連携、認識の共有を行います。

目標Ⅲ 就労や社会参加による生きがいづくり

1 文化芸術・スポーツ活動の促進

【現状と課題】

- ✓ 文化芸術活動やスポーツ活動に参加することは、誰にとっても生活を豊かにするうえで重要な要素です。障がいのある人がそれらの活動を通してさまざまな人と交流していくことは、障がいに対する理解の促進にもつながります。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、現状スポーツや文化芸術活動に触れる機会やそれを行う場所が少ないとの指摘がありました。障がい者（児）が気軽に参加できるような仕組み作りが必要です。

（1）スポーツ活動の振興

取組み	内 容
①スポーツ大会等への参加支援	障がい者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、障がいのある人が充実感や生きがいを感じるとともに、市民交流を図ることができるよう機会の提供に努めます。
②スポーツ活動への支援	体育施設のバリアフリー化、民間への障がい者利用に係る配慮の働きかけを図ります。
③オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成	令和3（2021）年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組み、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大とオリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図ります。

（2）文化・芸術活動の充実

取組み	内 容
①障がい者作品展等への支援	創作意欲や生きがいを高め社会参加を促進するとともに、住民の福祉に対する意識の向上を図るため、障がいのある人が創作した作品の展示を行う機会を検討します。
②生涯学習の推進	障がいのある人を含めた市民のさまざまな学習意欲に応えるため、各種講座や学級などの学習事業の充実を図ります。また、これらの場に障がいのある人が参加しやすいような配慮に努めます。

2 雇用・就業支援施策の推進

【現状と課題】

- ✓ 障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、就労することが大変重要なこととなります。就労によって社会に参加し貢献することで、生きがいのある暮らしにもつながります。
- ✓ アンケートでは、収入を得られる仕事についている人は全体で3割に上っています。その勤務形態は「パート・アルバイトなどの非常勤職員」が4割弱、で「正職員」が3割弱となっています。
- ✓ また、就労支援に必要なこととしては、「職場の人々の障がいについての理解が必要である」が過半数を占めており、障がいのある人の雇用促進を図るためには、企業等への障がい者雇用への理解を進めていき、働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- ✓ 事業所ヒアリングでは、「一般就労に至ったが、職場環境になじめず離職する人もあり、職場にいかにか定着するかが課題」という意見がありました。
- ✓ 就労移行支援事業所が減少傾向にあり、実施事業所の継続と確保が課題となっています。
- ✓ 今後も、公共職業安定所や特別支援学校、施設等の関係機関と連携をして、障がいのある人の能力や適性に応じた就労の場の確保および雇用の安定に努める必要があります。

(1) 一般就労の促進・支援

取組み	内 容
①就労促進のためのネットワークの充実	公共職業安定所等とのネットワークを充実させ、障がいの特性や職業能力等に応じた多様な職業形態と就業の拡大を目指します。
②自立支援協議会との連携	自立支援協議会の就労支援部会における就労支援の取組みの充実を図り、一般就労に向けた地域全体での支援体制の整備を図ります。
③ジョブコーチ制度の周知・支援	障がい者の雇用の前後を通じ、障がいのある人と事業所を支援するジョブコーチ制度の充実を図り、利用の促進を図ります。
④市役所での職場体験の実施	障がいのある人の職業能力向上への支援として、市役所での職場実習を実施できるように努めます。

(2) 就労支援事業の充実

取組み	内 容
①就労移行支援事業の実施	一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動の機会ならびに就労に必要な知識および能力の向上のための訓練の機会を提供します。
②就労継続支援事業の実施	一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練の場を提供します。

(3) 福祉就労の促進

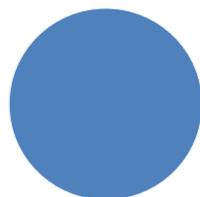
取組み	内 容
①障害者就労施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達方針に基づき、調達目標および調達実績の公表を行います。障害者支援施設の受注機会を確保するなど、福祉的就労の底上げを図ります。

(4) 企業等に対する啓発の推進

取組み	内 容
①雇用促進のための啓発活動の充実	障がいのある人の雇用に対する理解を深めてもらい、積極的な雇用を企業に働きかけます。
②働きやすい職場づくり	障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主や従業員などへの積極的な啓発に努めます。
③知的障害者職親委託事業	知的障がいのある方の生活指導や、就労に係る指導を行う職親委託制度を充実するため、職親の確保と制度の周知を図ります。

第5章

第6期障がい福祉計画





1 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

第6期小浜市障がい福祉計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5（2023）年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を推進します。

（1）福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

第5期の進捗状況

第5期障がい福祉計画では、令和2（2020）年度末までに平成28（2016）年度末時点の施設入所者数61（人）の9％である6（人）が地域生活に移行することを目標としました。

入所施設からの地域移行

令和2（2020）年度末までの目標	令和元（2019）年度末までの実績・進捗率	令和2（2020）年度末までの実績・進捗見込み
6人	0人	1人
100%	0%	17%

地域移行者数については、入所者の高齢化・重度化が進んでおり、地域移行が難しい年齢層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしてきた障がい者も、本人やご家族の高齢化が進んでいることにより、施設入所を希望する方が多くなると予想されます。

第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。上記の数値を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定します。
- 令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

【目標】

第6期障がい福祉計画では、国の基本指針により令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数50（人）の6%以上である3（人）を地域生活に移行することを目標とします。また、令和元（2019）年度末時点の施設入所者からの削減数については、1.6%以上である1（人）の削減を目標とします。

項目	数値	備考
令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）	50人	
【目標値①】（B） 入所施設からの地域移行	3人	（A）のうち、令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数（C）	2人	令和5（2023）年度末までに新たに入所施設利用が必要な方の見込数
令和5（2023）年度末の入所者数（D）	49人	令和2（2020）年度末の利用者見込数（A - B + C）
【目標値②】（E） 施設入所者の削減数	1人	差引削減見込数（A - D）

【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第5期での目標達成は厳しいことから、引き続きグループホーム等の受入れ体制の充実に努め、入所施設から地域への移行に向けた取組みを積極的に進めています。
- 目標値②の施設入所者数の削減については、引き続き地域移行に向けた取組みを積極的に進めていくものの、本市の施設数が1ヶ所のみであることや、施設への入所による支援がふさわしい障がい者も多くいることを踏まえ、上記の目標値とします。

（参考）市内の入所施設： 施設・定員 120名（令和2（2020）年4月1日現在）

目標達成のための方策

- 相談支援事業所のスキルアップ、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の整備などを行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がいの受入れに対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者等に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。



障がい者スポーツ体験の様子

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、前期計画に引き続き精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

第5期の進捗状況

令和2（2020）年度に協議の場の設置については、医療、保健、福祉などの担当者が精神障がい者支援に関する勉強会などを行う「精神保健福祉連絡会」において設置が完了しました。

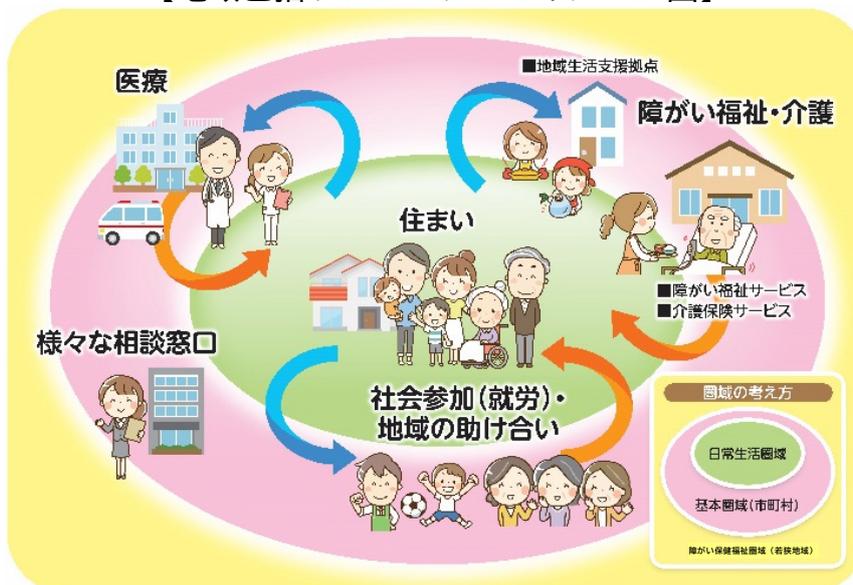
第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりについて今後も計画的に推進します。
- 取組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
 - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
 - ・精神病床における令和5（2023）年度末の1年以上長期入院者数を国推計式により設定
 - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後、3か月時点の退院率69%以上、6か月時点の退院率86%以上、1年時点の退院率92%以上

数値目標については、県が算出する目標値を基準として、引き続き、医療、保健、福祉などの連携を深め、若狭地域において、早い段階でのケアシステム構築を目指します。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（①相談②緊急時の受入・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点を、整備します。

第5期の進捗状況

第5期障がい福祉計画では、地域生活支援拠点を令和2（2020）年度までに1か所設置することを目標とし、整備してきました。複数の事業所がそれぞれの専門性を活かし、分担して機能を担う面的整備により整備しました。（①②⑤が整備済み）

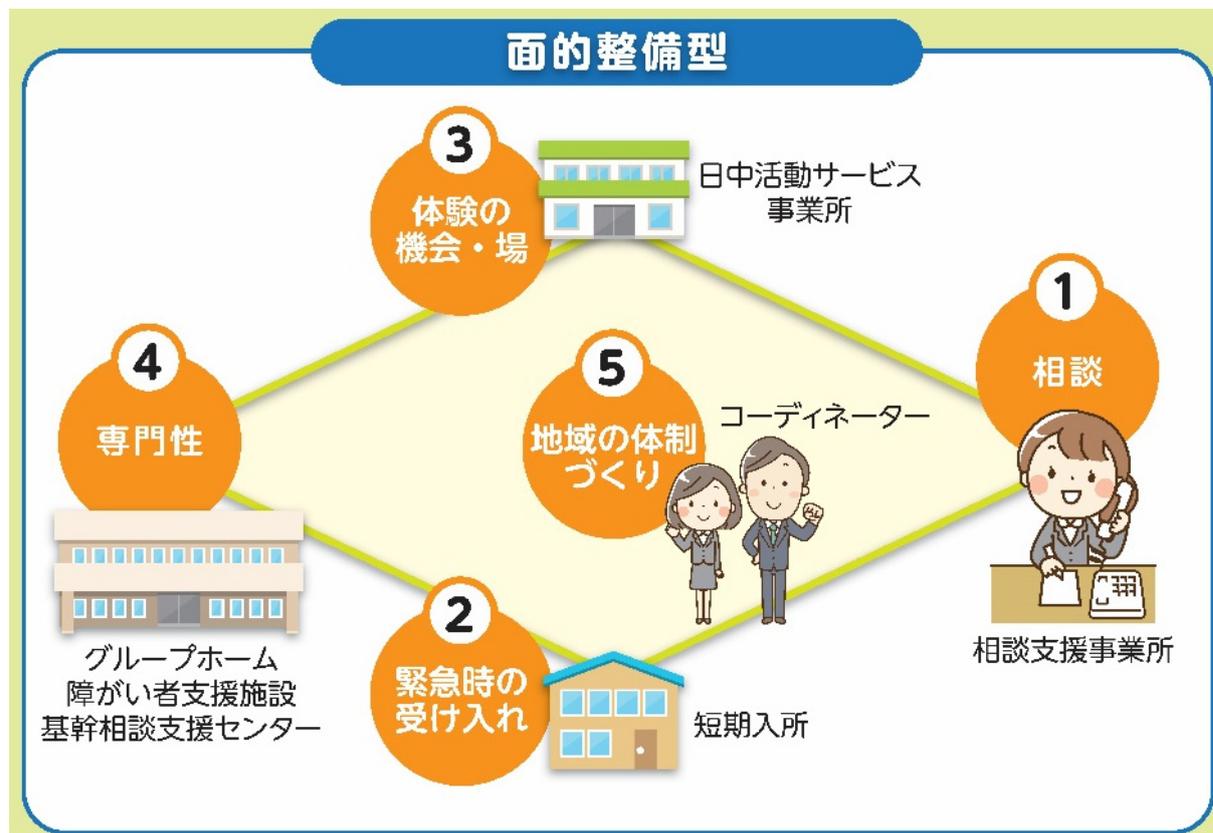
第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 令和5（2023）年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とします。

地域生活支援拠点の機能を追加・拡充・充実させるため、面的整備の体制を継続して確保するとともに、自立支援協議会の専門部会において年1回以上運用状況の検証を行います。

【地域生活支援拠点のイメージ図】



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

第5期の進捗状況

第5期障がい福祉計画では、令和2（2020）年度の年間一般就労者数については、平成28（2016）年度の実績（2人）の1.5倍である3人を、令和2（2020）年度末の就労移行支援事業の利用者数については、平成28（2016）年度の利用者数（8人）の2割増である10人を、また、令和2（2020）年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数は、市内の事業所が1カ所であるため、100%を目標としました。

	目標値	平成30（2018） 年度の実績	令和元（2019） 年度の実績	令和2（2020）年 度の実績見込み
①令和2（2020）年度 の年間一般就労者数	3人	7人	5人	2人
②令和2（2020）年度 末の就労移行支援事 業の利用者数	10人	11人	7人	5人
③令和2（2020）年度 の就労移行支援事業 所ごとの就労移行率	100%	0%	100%	0%

①②は市外の事業所利用を含む

目標値①については、就労移行支援事業所の定員数が減少したことに加えて、精神障がい者を中心に安定した体調管理に課題がある方や、就労までに時間がかかる方の割合が増加しており、達成が困難な状況です。

目標値②については、第5期障がい福祉計画の目標値に対して、年々減少し、下回っている状況です。

目標値③については、就労移行支援事業所の就労移行率の割合については、令和元（2019）年度の実績は前年度実績よりも増加していますが、就労移行支援事業所の利用期間が2年間（最長で3年間）の縛りがあること、前述したように就労までに時間がかかる方の割合が増加していることや、一般就労者数には近隣自治体に設置の事業所実績を含んでいることから、達成が困難な状況です。

第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- 各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.30倍以上が就労移行支援により移行
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型により移行
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.23倍以上が就労継続支援B型により移行
- 一般就労の定着を図るため、就労定着支援事業の利用者や事業所ごとの就労定着率を設定します。
- 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
- 令和5（2023）年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

【目標】

過去の実績および国の基本指針を踏まえ、次のとおり令和5年度末の数値目標を設定することとします。

項目	数値
【目標値①】 福祉施設から一般就労への移行者数	7人
【目標値②】 就労移行支援から一般就労への移行者数	4人
【目標値③】 就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人
【目標値④】 就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2人
【目標値⑤】 就労定着支援事業の利用者数	5人

【考え方】

- 目標値①については、過去の実績を踏まえ、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績5人の1.27倍である7人を目標値として設定します。
- 目標値②については、過去の実績と国の基本指針を踏まえ、令和元（2019）年度末における一般就労への移行者数3人の3割増である4人を目標値として設定します。
- 目標値③、④については、過去の実績と国の基本指針を踏まえ、令和元（2019）年度における一般就労への移行者の実績（A型1名、B型1名）のそれぞれ1.26倍、1.23倍の利用者数を目標値として設定します。
- ⑤について、国の基本指針では、一般就労移行者の7割が就労定着支援事業を利用することとしています。

目標達成のための方策

- 民間企業等における職場見学等を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- 自立支援協議会を中心に、就職のための準備を行うジョブガイダンスにおいて、就職知識の向上支援や模擬面接などを毎年開催します。
- 就労定着支援事業の提供事業所がないため、確保に努めます。



ジョブ・ガイダンスの様子

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談体制の強化に向けた取組みを進めます。

第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保します。

【目標】

相談支援体制を充実・強化する取組みの中核となる**基幹相談支援センター**☆を中心に、他事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言や業務相談の援助を行うことで、相談支援体制の更なる充実に向けた取組みを行っていきます。

項目	数値	備考
【目標値①】 基幹相談支援センターの設置	設置	設置済
【目標値②】 相談支援事業所の情報共有の場の確保	月1回以上	自立支援協議会の専門部会で実施
【目標値③】 総合的・専門的な相談支援の実施	随時	分野を超えた相談体制の充実

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援員の負担が大きくなっていることから、事業所同士の情報交換、情報共有の場を設け、相談支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターによる訪問指導・助言を行い、相談支援事業所全体のスキルアップを図ります。
- さまざまなニーズに対応できるよう、他分野との連携体制の強化を図ります。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組みに係る体制の構築【新規】

障がい福祉サービス等の質を向上させる取組みとして、市職員が障害者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者が真に必要なサービスが提供できているのかの検証を行います。

第6期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築します。

【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	随時	県等が実施する研修等への市職員の参加
【目標値②】 自立支援審査支払等システムの分析・活用	随時	過誤請求の削減および必要なサービス量の把握

【考え方と目標達成のための方策】

- 障がい福祉サービスの質の向上のためには、市職員の、障がい福祉サービスに対する知識の向上が必要です。県等が実施する研修や情報共有の場に積極的に参加し、適切なサービスの提供に努めます。
- 自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくすよう取組み、適正な請求事務の指導を行います。また、審査結果の分析と活用を行い、必要なサービス量の確保に努めます。

2 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名		内容
介護給付	居宅介護 (身体介護、家事援助、 通院等介助)	ヘルパーがお伺いし、自宅において、入浴、排せつ、食事などの手助けや掃除、洗濯などを行います。また、通院のときに付き添いもします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	105	126	110	120	115	96
	時間/月	1,778	1,456	1,866	1,344	1,959	1,312
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	0
	時間/月	160	42	160	32	160	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	11	14	11	14	11	12
	時間/月	200	263	200	213	200	24
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度は実績見込み

○全体的に見込量に対して下回る結果となっています。

○令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、同行援護の利用が大きく減少しています。

第6期の見込量と考え方

	単位	令和3(2021) 年度見込量	令和4(2022) 年度見込量	令和5(2023) 年度見込量
居宅介護	人/月	90	90	90
	時間/月	1,200	1,200	1,200
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	140	140	140
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	13	13	13
	時間/月	100	100	100
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※各サービスにおいて、第5期実績や地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名		内 容
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産的活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、事業所や家族との必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 (ショートステイ)	人/月	11	27	11	27	11	14
	人日/月	65	74	65	73	65	28
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
	人日/月	217	213	217	214	217	215
生活介護	人/月	85	87	85	88	85	81
	人日/月	1,702	1,587	1,702	1,515	1,702	1,473
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	2	1	2	1	2
	人日/月	31	44	31	60	31	36
宿泊型 自立訓練	人/月	1	2	1	2	1	2
	人日/月	31	44	31	60	31	36
就労移行支援	人/月	10	18	10	11	10	10
	人日/月	196	197	196	103	196	93
就労継続支援 (A型)	人/月	47	49	48	54	50	44
	人日/月	1,046	902	1,068	961	1,112	848
就労継続支援 (B型)	人/月	70	82	72	106	74	103
	人日/月	1,349	1,381	1,387	1,512	1,426	1,676
就労定着支援	人/月	0	0	1	0	2	0
	人日/月	0	0	1	0	2	0

※令和2(2020)年度は実績見込み

○療養介護は概ね目標どおりとなっています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、短期入所、生活介護を提供する事業所が自主的に外部利用を制限したため、目標を下回る見込みです。

○就労系については、特に就労継続支援B型の利用者数が見込みを上回っています。

第6期の見込量と考え方

	単位	令和3(2021) 年度見込量	令和4(2022) 年度見込量	令和5(2023) 年度見込量
短期入所 (ショートステイ)	人/月	30	30	30
	人日/月	90	90	90
療養介護	人/月	7	7	7
	人日/月	215	215	215
生活介護	人/月	90	95	100
	人日/月	1,620	1,710	1,800
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	60	60	60
宿泊型 自立訓練	人/月	2	2	2
	人日/月	60	60	60
就労移行支援	人/月	10	10	10
	人日/月	120	120	120
就労継続支援 (A型)	人/月	50	50	50
	人日/月	950	950	950
就労継続支援 (B型)	人/月	110	115	120
	人日/月	1,870	1,955	2,040
就労定着支援	人/月	0	0	3
	人日/月	0	0	3

※各サービスにおいて、第5期実績と地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- 生活介護事業所が市街地にないため、新規設置を推進します。
- 就労継続支援B型の需要が高いため、事業所の確保に努めます。
- 地域移行への促進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、一般企業等関係機関との連携と情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。また、支援を行う事業所がないため、新規設置を推進します。

(3) 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	59	61	57	59	56	51
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	45	45	50	47	55	42

※令和2(2020)年度は実績見込み

○グループホームのニーズは高く、どの事業所も定員に達しています。見込量を下回っていますが、地域移行を進めるためにも拡充が必要です。

第6期の見込量と考え方

	単位	令和3(2021)年度見込量	令和4(2022)年度見込量	令和5(2023)年度見込量
施設入所支援	人/月	55	55	55
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人/月	45	45	45

※各サービスにおいて、第5期実績と地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

(4) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい福祉サービスの利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向を聞き取り、円滑なサービス利用のために計画を作成します。
地域移行支援	病院や施設入所をしている18歳以上の人（地域生活移行のための支援が必要と認められる人）に、相談支援専門員が相談による不安解消や住宅の確保、関係機関との調整、その他必要な支援を実施します。
地域定着支援	居宅において単身で生活をしている人に、相談支援専門員が常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施します。

第5期の進捗状況

	単位	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	300	301	310	285	320	280
地域移行支援	人/月	1	1	2	1	3	0
地域定着支援	人/月	1	3	2	3	3	1

※令和2(2020)年度は実績見込み

○全体的に見込量に対して下回る結果となっています。

第6期の見込量と考え方

	単位	令和3(2021)年度見込量	令和4(2022)年度見込量	令和5(2023)年度見込量
計画相談支援	人/月	300	300	300
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	1	2	3

※各サービスにおいて、第5期実績と地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- 基幹型相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。

(5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

サービスの概要

障がい者および障がい児が、自立した日常または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者およびその家族ならびに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート [☆] 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者および精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障がい者および精神障がい者の権利擁護を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出（通学、通勤、営業活動等の経済活動等の通年にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。）について、個別の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

第5期の進捗状況

	単位	平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	検討	実施	検討	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	実施	検討	実施	実施	実施	
相談支援事業	相談支援	か所	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	検討	検討	設置	設置	設置	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	1	1	0	0	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	15	12	17	7	19	8
	手話通訳者設置事業	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	3	0	4	2	5	1
	自立生活支援用具	件／年	3	3	4	2	5	4
	在宅療養等支援用具	件／年	8	2	9	2	10	1
	情報・意思疎通支援用具	件／年	4	6	5	3	5	1
	排せつ管理支援用具	件／年	805	779	810	861	815	870
	居室生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人／年	6	14	6	9	6	0	
移動支援事業	人／年	78	70	80	56	82	49	
	時間	3,150	1,587	3,200	1,465	3,250	1,409	
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1	
	人／年	540	532	540	474	540	440	

※令和2（2020）年度は実績見込み

- 日常生活用具給付等事業の排せつ管理支援用具の支給が増加しています。
 ○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響等により、移動支援事業および地域活動支援センターの利用が見込量に対して大きく減少しています。

第6期の見込量と考え方

		単位	令和3 (2021) 年度見込量	令和4 (2022) 年度見込量	令和5 (2023) 年度見込量
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	相談支援（一般相談）	か所	2	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	設置	設置	設置
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人／年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	15	15	15
	手話通訳者設置事業	設置の有無	設置	設置	設置
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	2	2	2
	自立生活支援用具	件／年	3	3	3
	在宅療養等支援用具	件／年	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件／年	5	5	5
	排せつ管理支援用具	件／年	880	890	900
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人／年	6	6	6
移動支援事業		人／年	50	50	50
		時間	1,500	1,500	1,500
地域活動支援センター事業		か所	1	1	1
		人／年	480	490	500

見込量を確保するための方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスを提供します。
- 手話奉仕員養成研修等で意思疎通支援等ボランティアの育成を行い、障がい者のサポート体制の充実を図ります。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内および近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。
- 地域社会での障がい者への理解促進に向け、さらなる啓発を推進します。



手話講習会の様子

(6) 地域生活支援事業（任意事業）

サービスの概要

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	移動入浴車により対象者の家庭等を訪問し、入浴、清拭および洗髪等の介助を行います。
日中一時支援事業	日中、事業所等において障がい者および障がい児に活動の場を提供し、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
知的障害者職親委託	職親委託事業は、知的障がい者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	スポーツ大会やレクリエーションを通じて、体力増強、社会参加の促進を図ります。
社会参加支援事業（声の広報発行事業）	視覚障がい者等に対する声の広報を発行し、情報の提供することにより社会参加の促進を図ります。

第5期の進捗状況

	単位	平成 30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和 2 (2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	人/月	35	26	40	21	45	20
知的障害者職親委託	人/月	1	1	1	1	1	1
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
社会参加支援事業（声の広報発行事業）	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和 2 (2020) 年度は実績見込み

○放課後等デイサービスの提供開始に伴い、日中一時支援事業の利用が減少しています。

第6期の見込量と考え方

	単位	令和3（2021） 年度見込量	令和4（2022） 年度見込量	令和5（2023） 年度見込量
訪問入浴サービス事業	人／月	2	2	2
日中一時支援事業	人／月	20	20	20
知的障害者職親委託	人／月	1	1	1
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション活動等支援事業）	人／月	実施	実施	実施
社会参加支援事業（声の広報発行事業）	件／月	実施	実施	実施

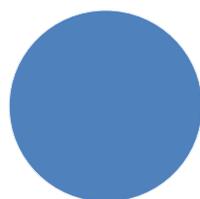
※各サービスにおいて、第5期実績と地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、障がい者団体、市内および近隣自治体のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を推進します。

第6章

第2期障がい児福祉計画





1 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

第2期小浜市障がい児福祉計画では、障がい児や発達のがかりな子に対してライフステージに応じた切れ目のない支援等を進めるため、令和5（2023）年度末を目標年度として、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、その達成に向けたサービス提供体制の整備を推進します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、地域の障がい児療育の拠点となる施設であり、国の基本指針では令和2（2020）年度までに設置することを基準としています。

第1期の進捗状況

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
①児童発達支援センターの設置の整備	設置済	設置済	設置済

- ① 児童発達支援センターの設置
地域の障がい児療育の拠点となる施設である児童発達支援センターは、本市において設置済であり、提供サービスの拡充など、機能の強化に努めています。
- ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築
児童発達支援センターの機能の一部として、保育所等訪問支援を含めた支援を展開しています。
- ③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を提供しています。
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
平成21（2009）年度に設置された「発達障がい者（児）支援専門委員会」において、医療、保健、福祉、教育、行政の関係機関が、年2回、連携を図るための協議を行っており、医療的ケア児の支援に関する協議の場にもなっています。

第2期の目標と考え方

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1か所（設置済）	令和5（2023）年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所（設置済）	令和5（2023）年度末までに整備する保育所等訪問支援を実施する事業所の箇所数
【目標値③】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 1か所（設置済） 放課後等デイサービス事業所 1か所（現在1か所）	令和5（2023）年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所（設置済）	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑤】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	2名	令和5（2023）年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数



【考え方】

- 目標値①については、児童発達支援センターの運営について、利用者満足度向上のための具体的な方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センターの利用者満足度向上のための具体的な方策を検討、調整を行います。
- 目標値③については、現在設置している重症心身障がい児を支援する児童発達支援センターの着実な運営とともに、新規事業所の設置を検討、調整し、支援可能な事業所の拡充を図ります。
- 目標値④については、医療的ケア児支援のための方策をより充実させるために、引き続き、医療、保健、福祉、教育の関係者で構成される協議の場を、引き続き設置します。
- 目標値⑤については、医療、福祉等関係機関の連携をより強化するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討、調整します。

目標達成のための方策

- 目標値①については、児童発達支援センターとの指定管理者連絡調整会議を引き続き開催することなどで、具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、①同様、保育所等訪問支援を実施する児童発達センターとの指定管理者連絡調整会議により、具体的方策の検討、調整を行います。
- 目標値③については、医療的ケア児を含む重症心身障がい児の実情や課題を踏まえ、重症心身障がい児を支援する事業所の新規参入を促す手法を検討します。
- 目標値④については、「発達障がい者（児）支援専門委員会」の中で、医療的ケア児の実情把握を行うとともに、地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値⑤については、医療的ケア児等支援コーディネーター配置に向けて、医療的ケア児支援にかかる研修会への派遣等で人材育成を図ります。まずは、児童発達支援センター内に医療的ケア児等支援コーディネーターの配置を検討します。

2 障害児通所支援等の見込量と確保策

(1) 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	療育の必要性があると認められる未就学の児童に、日常生活の基本的な動作、集団生活の適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設にて生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などに通う、療育の必要性があると認められる児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	相談支援専門員が、障がい児等の環境や心身の状況などを聞き取り、児童福祉サービス利用のための計画を作成します。

第1期の進捗状況

	単位	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	29	41	29	40	29	36
	人日/月	99	105	99	114	99	100
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	25	35	30	46	35	54
	人日/月	250	185	300	312	350	420
保育所等訪問支援	人/月	8	23	9	33	10	31
	人日/月	8	9	9	16	10	20
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	55	76	60	86	65	92

※令和2(2020)年度は実績見込み

○放課後等デイサービスはニーズが高く、見込量を大きく上回っています。

第2期の見込み量と考え方

	単位	令和3（2021） 年度見込量	令和4（2022） 年度見込量	令和5（2023） 年度見込量
児童発達支援	人／月	50	50	50
	人日／月	120	120	120
医療型児童 発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
放課後等 デイサービス	人／月	55	60	65
	人日／月	440	480	520
保育所等 訪問支援	人／月	32	34	36
	人日／月	32	34	36
居宅訪問型 児童発達支援	人／月	1	1	1
障がい児相談 支援	人／月	95	100	105

※各サービスにおいて、第5期実績と地域の状況を踏まえて第6期見込量を算定しました。

見込量を確保するための方策

- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は対応できる事業所が少ないため、利用希望の際には、サービス提供体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスの利用が今後も増える見込みであるため、市内および近隣自治体のサービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。



発達支援講演会の様子（小浜市の取組みについて）

(2) 発達障がい者（児）支援

令和2（2020）年度をもって、「小浜市の総合的な発達障がい者支援計画」の計画期間が終了となるため、第2期障がい児福祉計画に発達障がい者（児）支援に関する取組みや施策を統合し、一体的に推進していきます。

小浜市が実施する3歳児健診においては、何らかの発達の気がかりさを指摘される子どもが年々増加しており、平成29（2017）年度から令和元（2019）年度の3カ年平均では40%を超える結果となっています。その中で、療育が必要な幼児については、早期に療育に繋げる取組みが必要です。

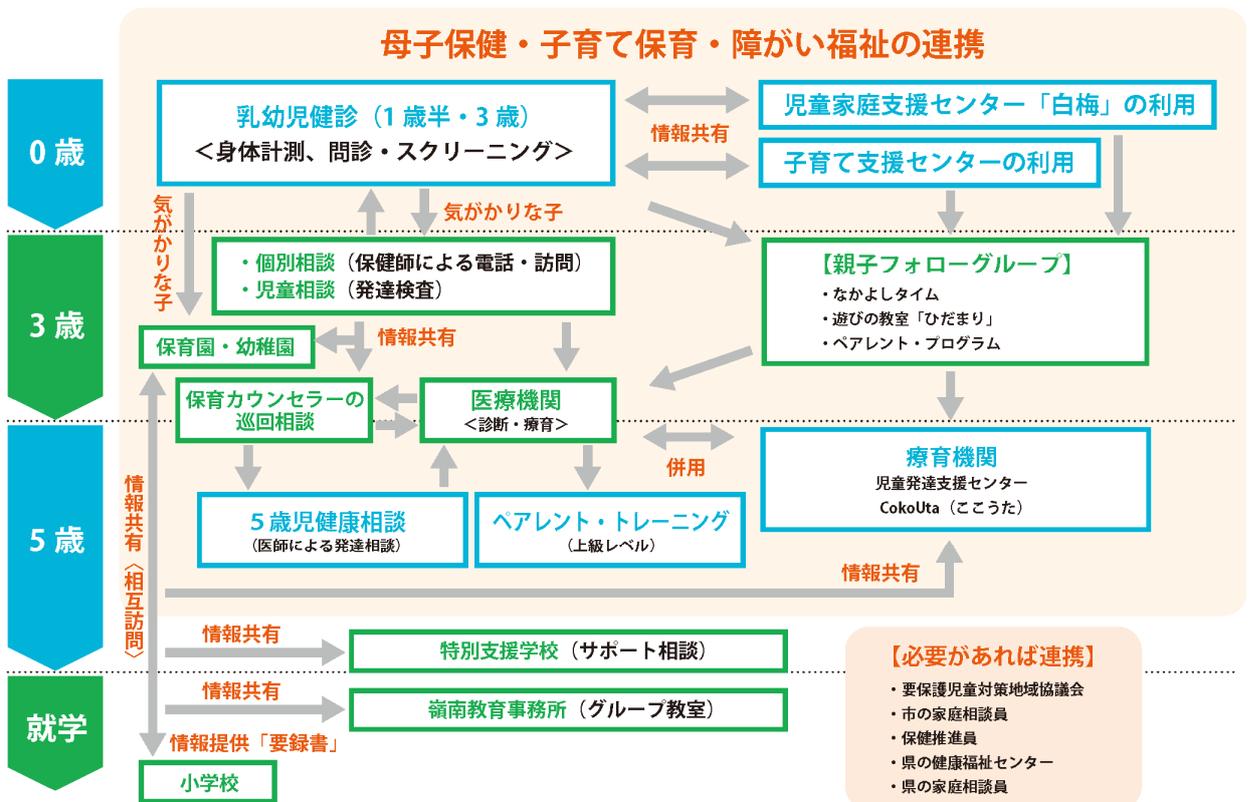
取組みの内容

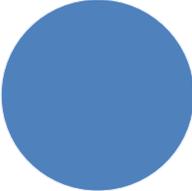
取組み	内容
発達障がい者（児）支援 専門委員会	毎年2回の開催を基本とし、保健・医療・福祉・教育の連携を深め、発達支援に関する取組みについて、協議を行います。
相談（個別・集団）の充実	児童発達支援センターや子育て支援センターなどで行う専門職員による個別相談や集団相談会を充実します。
幼児・小学生向け・中学生 向け・青年向けセミナー	障がいに対する理解促進のためのセミナーを実施します。
ペアレントプログラムの開催	保護者のストレスを軽減し、子どもに対して前向きな子育てができるコツや工夫を学んでいただきます。
支援員養成セミナーの実施	研修型ペアレントプログラムの実施により、支援者を養成することや発達が気がかりな子の子育て経験から相談支援を行うペアレントメンター [☆] の育成に取り組みます。
ちち☆ははサポートクラブ の開催	スクラム福井 [☆] と共同で定期的に開催し、ペアレントメンターが自身の経験を基に同じ悩みを抱える保護者等に対して相談や情報提供を行います。
庁内窓口・専門職員の配置	臨床心理士などの専門職の配置を検討します。
健診から就学までの切れ目の ない支援体制の整備	保育カウンセラーの巡回および保育士に対する研修会の実施、また、小浜市独自の取組みである5歳児健康相談を実施し、就学までのフォローの体制を整えます。
放課後支援体制の整備	放課後等デイサービス事業所の確保や保育カウンセラーが放課後児童クラブの指導員に気がかりな子への対応について助言等を行います。
就労支援体制の整備	職場体験の受入れや、ジョブガイダンス等の充実を図ります。
保護者向けハンドブック作成	特徴に応じた接し方や、制度、サービス、相談機関を記載したハンドブックを作成します。

見込量

	単位	令和3 (2021) 年度見込量	令和4 (2022) 年度見込量	令和5 (2023) 年度見込量
専門委員会の開催	回/年	2	2	2
相談（個別・集団） の開催	回/月	1	1	1
啓発セミナー開催	回/年	1	1	1
ペアレントプログラムの参加者数	人/年	8	8	8
ペアレントメンターの人数	人	6	7	8
ピアサポートの参加者数	人/年	15	15	15

発達障がいを早期発見するための連携体制





資料編



資料編

1 小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会設置要綱

（目的および設置）

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条に基づいた小浜市障がい者計画および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づいた小浜市障がい福祉計画、児童福祉法第33条に基づいた小浜市障がい児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等に必要事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 委員会で検討する事項は、次のとおりとする。

- （1）小浜市障がい者計画の策定に関すること
- （2）小浜市障がい福祉計画の策定に関すること
- （3）小浜市障がい児福祉計画の策定に関すること
- （4）その他計画案の策定に関して必要なこと

（組織）

第3条 委員会は、委員10名程度で組織する。

- 2 委員は、医療・保健関係者、福祉関係者、行政機関の職員、その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員会に情報を提供するためオブザーバーを置くことができる。
- 4 オブザーバーは、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部高齢・障がい者元気支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

【追記事項】

- ・この要綱は、令和2年12月22日に小浜市附属機関設置条例（令和2年小浜市条例第31号）の施行により廃止し、同日付けで小浜市障がい者（児）福祉計画策定委員会規則を制定しています。



2 小浜市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏名	所属	備考
中 幸俊	小浜市身体障害者福祉連合会	委員長
津田 幸次	社会福祉法人 つみきハウス	副委員長
村上 美恵子	相談支援センター 若狭ねっと	基幹相談支援センター
平吹 威一郎	嶺南障害者就業・生活支援センターひびき	
安倍 小百合	小浜市母と子の家児童発達支援センター	
文 元栄	社会福祉法人 友愛会	
中野 よしみ	小浜市社会福祉協議会	
内田 貴弘	社会福祉法人 若狭つくし会	
谷口 裕美	嶺南振興局若狭健康福祉センター	
岡 正人	小浜市役所 民生部 部長	
宮島 朋美	小浜市役所 子ども未来課	

事務局 高齢・障がい者元気支援課

氏名	所属	備考
和久田 和典	課長	
長谷川 幸司	課長補佐	
池田 早苗	主任社会福祉士	



3 計画の策定経過

年月	内容
令和2(2020)年7月1日～7月14日	アンケート調査の実施
令和2(2020)年9月3日～9月18日	ヒアリングの実施
令和2(2020)年7月1日	第1回策定委員会
令和2(2020)年10月27日	第2回策定委員会
令和2(2020)年11月27日	第3回策定委員会
令和3(2021)年1月13日～2月3日	パブリック・コメントの実施
令和3(2021)年2月19日	第4回策定委員会
令和3(2021)年3月	小浜市障がい者（児）福祉計画策定

4 用語解説

あ行

■ インクルーシブ教育 P44

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、だれもが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学ぶことを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

■ SDGs（エスディージーズ） P26

平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成 28（2016）～令和 12（2030）年の国際目標。地球上の誰一人として取り残さないことを基本理念とし、持続可能な世界を実現するために貧困の解消や健康と福祉の促進など 17 の目標から構成されている。



ロゴ：国連広報センター作成

■ オストメイト P33

さまざまな原因でストーマ（人工肛門・人工膀胱）と呼ばれる便や尿の出口を手術することにより、腹部につけている人のこと。

か行

■ ガイドヘルパー P24

一人で外出することが困難な障がい者に対して、移動の介助など必要な支援を行う人。

■ 基幹相談支援センター P58

地域における障がい者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関。小浜市は「若狭ねっと」へ委託している。

■ ゲートキーパー P42

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のこと。

■ 5歳児健康相談 P43

3歳児健診を終えると就学前健診まで発達の状況を確認する機会がないため、医療・福祉・教育等の関係者により、希望者に対して、個別相談や支援に繋げる機会を設けている。

■ 子育てファイルふくいっ子 P43

子どもの特徴を客観的・総合的に把握する評価シート。福井県方式の支援ツール。

さ行

■ しあわせねっと（日常生活自立支援事業） P30

判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援するサービス。社会福祉協議会が実施しており、利用者との契約が必要。

■ 自助グループ P42

障がいを持つ者同士が互いに励まし合いながら、その障がいを克服していくための集団。

■ 児童発達支援センター P43

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

■ 手話通訳者 P31

手話通訳者全国統一試験に合格し、都道府県で認定された手話通訳をする者。

■ ジョブコーチ P24

障がい者が一般就労するにあたり、障がい者や家族、事業主に対して、障がい者の職場適応に向けたきめ細やかな支援を提供する専門職。

■ 自立支援協議会 P5

障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるように、支援体制の確立を図る組織。若狭地区障害児・者自立支援協議会は、小浜市、おおい町、高浜町の関係機関で構成しており、課題ごとに応じた部会を設置している。

■ スクラム福井 P79

福井県在住の発達障がいのある人とその家族を支援する機関。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム P42

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい等が包括的に確保されたシステムのこと。

■ 成年後見制度 P30

判断能力が不十分な人を保護し、支援する制度。法定後見制度は、判断能力の程度等により、後見・保佐・補助の3類型がある。利用するには裁判所への申立が必要。



た行

■ 地域生活支援拠点 P39

障がい者の重度化や高齢化等を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制。主な機能として、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりがある。

■ ちち☆ははサポートクラブ（ピアサポート） P39

スクラム福井と共同で定期的を開催し、ペアレントメンターが自身の経験を基に同じや悩みを抱える保護者等に対して相談や情報提供を行っている。

な行

■ なかよしタイム P43

子育てに悩みを抱える保護者が、子どもと遊びながら発達のことなどについて、専門職へ相談できる場。

は行

■ ハートフル専用パーキング P33

身体障がい者等用駐車場以外の出入口付近の駐車スペースをハートフルパーキングとし、障がいがある方などが優先的に利用できる駐車スペースとして、公共施設などに設置している。

■ 発達相談事業 P43

児童発達支援センターにおいて、専門職員による個別相談。

■ バリアフリー P13

日常生活や社会生活における、物理的、心理的な障がいや情報の障壁などを取り除くこと。

■ ピアサポート P エラー！ブックマークが定義されていません。

自らの体験に基づいて、同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援したりすること。

■ 避難行動要支援者名簿 P34

災害で非難する際に手助けが必要な人の名簿。予め作成しておくことで、避難支援に活用する。

■ ペアレントプログラム P43

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの特性を知って、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としたプログラム。

■ ペアレントメンター P79

自らも発達障がいのある子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■ ヘルプマーク・ヘルプカード P33

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲へ配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたもの。



- 法人後見 P37
社会福祉協議会などの法人が後見人となること。
- 保育カウンセラー P44
就学前の子どもの発達に関して専門的な知識および経験を有する者。

や行

- ユニバーサルデザイン P15
すべての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。
- 要約筆記 P30
聴覚障がい者に対する情報保障の方法。話の内容を要約して文字で伝えること。



小浜市障がい者（児）福祉計画
令和3（2021）年3月

発行： 小浜市
編集： 民生部 高齢・障がい者元気支援課
住所： 〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号
TEL： 0770-64-6012（直通）
FAX： 0770-53-1016
E-mail： genki@city.obama.fukui.jp
URL： <http://www1.city.obama.fukui.jp/>



